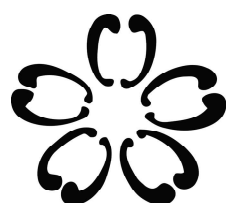


令和4年度版

市税概要



千葉県佐倉市

目 次

1. 市の概要と行政機構

1-1. 佐倉市の概要	2
1-2. 人口・世帯・面積・人口密度	3
人口及び世帯数の推移（グラフ）	
1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移	4
一般会計歳入歳出決算の推移（グラフ）	
1-4. 一般会計当初予算	5
一般会計当初予算の市税の構成（グラフ）	7
1-5. 一般会計決算	8
一般会計歳入・歳出決算の構成（グラフ）	10
1-6. 税目別決算額の推移	11
市税決算額の推移（グラフ）	13
1-7. 佐倉市行政組織図	14
1-8. 税務機構等	16

2. 市民税

2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移	20
2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移	21
2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移	21
2-4. 市民税（個人・法人市民税）決算額の推移（グラフ）	22
個人市民税決算額の推移（グラフ）	23
法人市民税決算額の推移（グラフ）	23
2-5. 令和4年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ	24
2-6. 令和4年度個人市民税課税標準額段階別課税状況	25
2-7. 個人市民税年度別負担額の推移	26
2-8. 法人市民税年度別調定額の推移	26
2-9. 法人市民税決算期別法人数	26
2-10. 法人の設立状況	27

3. 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

3-1. 納税義務者数の推移	29
3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移	29
3-3. 調定額の推移	30
3-4. 固定資産税決算額の推移（グラフ）	31
3-5. 令和4年度土地に関する概要	32
3-6. 宅地に関する調べ	33
3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ	34
3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ	34
3-9. 令和4年度家屋に関する概要	35

3 - 10.	家屋の増減状況の推移	3 6
3 - 11.	国有資産等所在市町村交付金に関する調べ	3 7
3 - 12.	償却資産の価格等に関する調べ	3 8
3 - 13.	償却資産納税義務者数の推移	3 9
3 - 14.	都市計画税に関する調べ	3 9
3 - 15.	都市計画税決算額の推移（グラフ）	4 0
3 - 16.	特別土地保有税	4 1

4. 諸税

4 - 1.	軽自動車税に関する調べ	4 3
4 - 2.	軽自動車税決算額の推移（グラフ）	4 4
4 - 3.	市たばこ税の推移	4 5
4 - 4.	市たばこ税決算額の推移（グラフ）	4 5

5. 徴収

5 - 1.	還付金調べ	4 7
5 - 2.	督促状発付状況の推移	4 8
5 - 3.	不納欠損額の推移	4 9
5 - 4.	口座振替の状況	5 0
5 - 5.	差押状況	5 1
5 - 6.	収入率の推移（グラフ）	5 2

6. その他

6 - 1.	税務証明書等の発行件数	5 4
	証明発行件数の推移（グラフ）	5 5
6 - 2.	市税徴収経費の推移	5 6
6 - 3.	市税税率の経緯	5 8
6 - 4.	租税体系	6 8

1 . 市の概要と行政機構

1 - 1. 佐倉市の概要

(1) 位置

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から東に40キロメートルの距離にあります。成田国際空港へは東へ15キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ20キロメートル、さらに北には印旛沼がひかえています。

東は酒々井町、東南は八街市、南西は千葉市、四街道市、西は八千代市に接し、北は印旛沼を隔てて印西市に相對し、肥沃な農地や豊かな水と緑に恵まれたまちです。

(2) 地形

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが県民の水がめとなっている印旛沼に注いでいます。

台地は南が高く北が低く、標高は30メートル前後です。佐倉城址や印旛沼周辺、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

(3) 沿革

本市は、自然、環境に恵まれ古代から人が生活を営み、中世は千葉氏が本佐倉城を築き天正18（1590）年まで北総地方の政治の中心地でした。徳川時代に入り、慶長15（1610）年、土井利勝が鹿島山に近世佐倉城を築き、以来この地を佐倉と呼び、江戸を守る要衝の地として徳川譜代大名の城下町として栄えました。

明治から第二次世界大戦終了までは、佐倉城跡に陸軍の兵営が置かれ、連隊のまちとなり、戦後の復興期を経て、昭和29（1954）年3月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村合併により、市制が施行されました。その後、現在の千代田地区などを編入し、今日に至っています。



令和4年3月31日現在

人 口	171,747 人	男	84,497 人
		女	87,250 人
世 帯 数	78,763 世帯		
面 積	103.69 km ²		
人 口 密 度	1,656.4 人 (1km ² 当たり)		
都 市 形 態	住宅都市		
職 員 数 (令和4年4月1日現在)	総 数	1,025 人	
	市 長 部 局	815 人	
	税 務 担 当	60 人	
位 置	方 位	東 経	北 緯
	極 東	140° 18'	35° 42'
	極 西	140° 07'	35° 44'
	極 南	140° 15'	35° 38'
	極 北	140° 13'	35° 46'

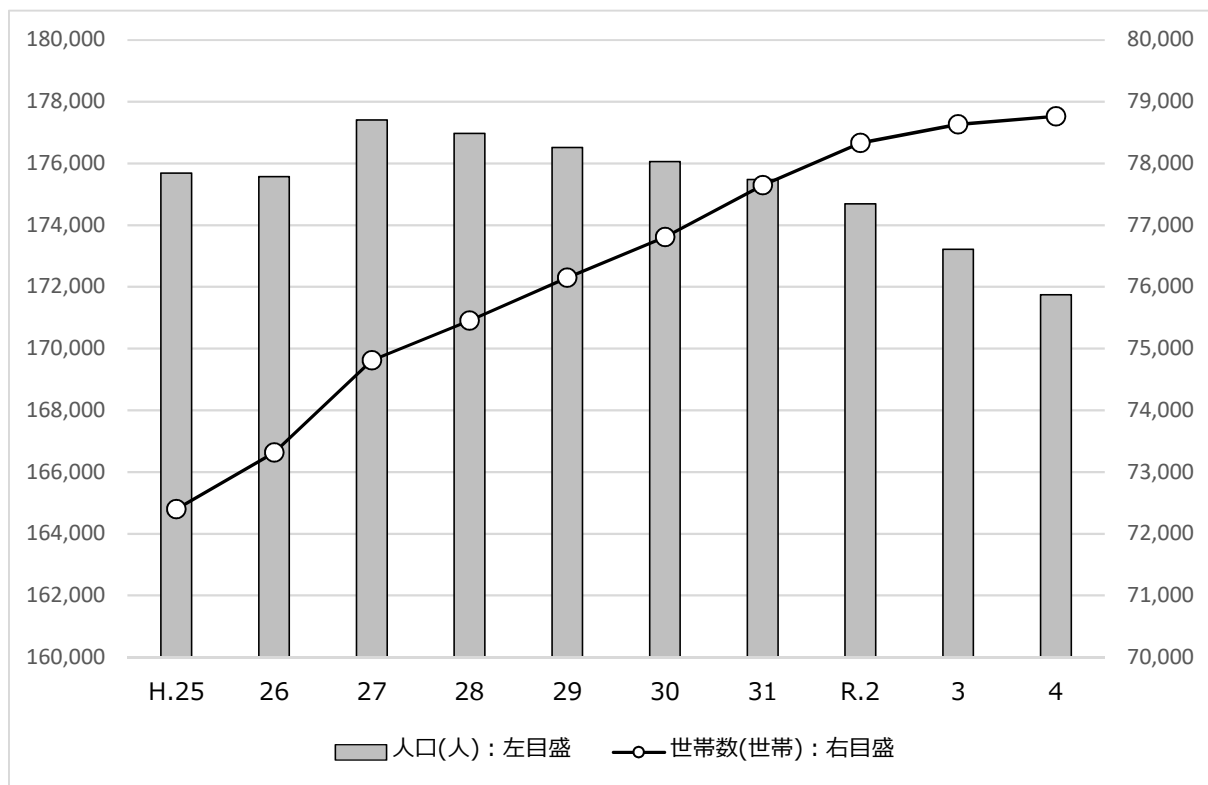
1 - 2. 人口・世帯・面積・人口密度

(基準日：各年3月31日現在)

年	項目 区分	人 口 (人)			世 帯 数 (世帯)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		男	女	計			
平成 25	各項目の値	86,883	88,807	175,690	72,398	103.59	1,696.0
	増減率(%)	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	1.0	0.0	△ 0.2
26	各項目の値	86,708	88,867	175,575	73,314	103.59	1,694.9
	増減率(%)	△ 0.2	0.1	△ 0.1	1.3	0.0	△ 0.1
27	各項目の値	87,491	89,920	177,411	74,809	103.69	1,711.0
	増減率(%)	0.9	1.2	1.0	2.0	0.1	0.9
28	各項目の値	87,267	89,709	176,976	75,451	103.69	1,706.8
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.9	0.0	△ 0.2
29	各項目の値	86,972	89,546	176,518	76,146	103.69	1,702.4
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.9	0.0	△ 0.3
30	各項目の値	86,779	89,280	176,059	76,805	103.69	1,697.9
	増減率(%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	0.9	0.0	△ 0.3
31	各項目の値	86,524	88,952	175,476	77,645	103.69	1,692.3
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.3
令和 2	各項目の値	86,145	88,550	174,695	78,329	103.69	1,684.8
	増減率(%)	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.9	0.0	△ 0.4
3	各項目の値	85,332	87,884	173,216	78,629	103.69	1,670.5
	増減率(%)	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.8	0.4	0.0	△ 0.8
4	各項目の値	84,497	87,250	171,747	78,763	103.69	1,656.4
	増減率(%)	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	0.2	0.0	△ 0.8

備考：人口・世帯数は住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

人口及び世帯数の推移

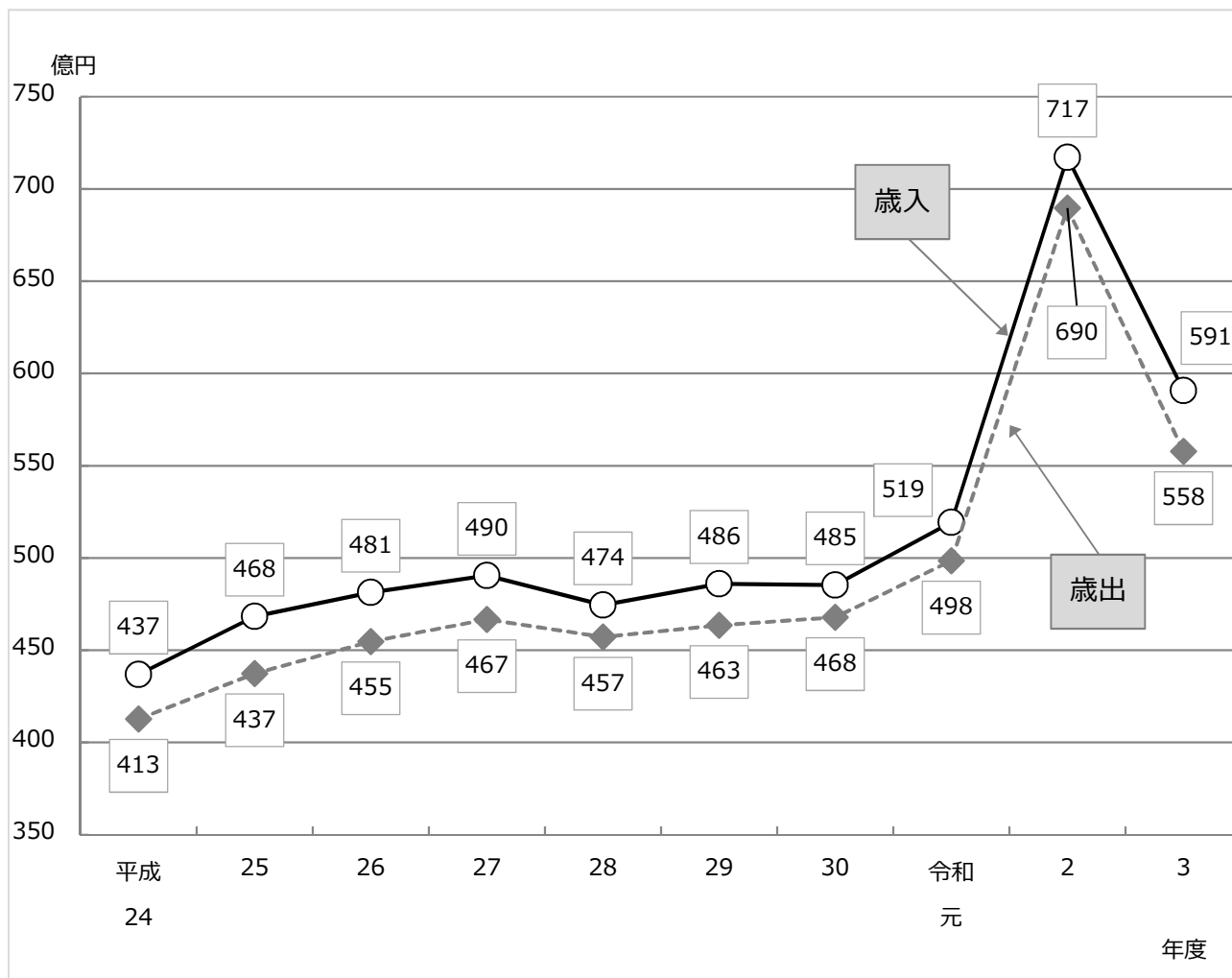


1-3. 一般会計決算及び市税負担額の推移

区分 年度	一般会計		市税総額 C(千円)	対前年度 増減率 (市税) (%)	市税 割合 C/A(%)	市税負担額		歳出額		人口 D(人)	世帯数 E(世帯)
	歳入 A(千円)	歳出 B(千円)				1人当たり C/D(円)	世帯当たり C/E(円)	1人当たり B/D(円)	世帯当たり B/E(円)		
平成 24	43,687,716	41,264,152	23,480,444	△ 1.2	53.7	133,647	324,324	234,869	569,963	175,690	72,398
25	46,824,971	43,733,183	23,627,049	0.6	50.5	134,570	322,272	249,085	596,519	175,575	73,314
26	48,123,044	45,466,120	23,959,236	1.4	49.8	135,049	320,272	256,276	607,763	177,411	74,809
27	49,041,189	46,665,215	23,794,930	△ 0.7	48.5	134,453	315,369	263,681	618,484	176,976	75,451
28	47,439,752	45,720,847	23,928,260	0.6	50.4	135,557	314,242	259,015	600,437	176,518	76,146
29	48,599,863	46,348,504	24,220,287	1.2	49.8	137,569	315,348	263,256	603,457	176,059	76,805
30	48,525,712	46,777,930	24,749,195	2.2	51.0	141,040	318,748	266,577	602,459	175,476	77,645
令和 元	51,933,484	49,842,119	24,809,200	0.2	47.8	142,014	316,731	285,309	636,318	174,695	78,329
2	71,718,186	68,964,131	24,544,479	△ 1.1	34.2	141,699	312,156	398,139	877,083	173,216	78,629
3	59,079,147	55,772,024	23,860,614	△ 2.8	40.4	138,929	302,942	324,734	708,099	171,747	78,763

備考：人口・世帯数は年度末（3月31日）現在の住民基本台帳によります。

一般会計歳入歳出決算の推移



1-4. 一般会計当初予算

(1) 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	歳		入		比較増減	対前年度 増減率
	令和4年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額	構成比		
市 税	23,890,629	46.9 %	23,112,337	48.7 %	778,292	3.4 %
地方譲与税	459,987	0.9 %	460,000	1.0 %	△ 13	△ 0.0 %
利子割交付金	14,000	0.0 %	16,000	0.0 %	△ 2,000	△ 12.5 %
配当割交付金	193,000	0.4 %	131,000	0.3 %	62,000	47.3 %
株式等譲渡 所得割交付金	159,000	0.3 %	93,000	0.2 %	66,000	71.0 %
法人事業税 交付金	232,000	0.5 %	248,000	0.5 %	△ 16,000	△ 6.5 %
地方消費税 交付金	3,953,000	7.8 %	3,573,000	7.5 %	380,000	10.6 %
ゴルフ場利用 税交付金	36,000	0.1 %	35,000	0.1 %	1,000	2.9 %
自動車取得税 交付金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
環境性能割 交付金	84,000	0.2 %	66,000	0.1 %	18,000	27.3 %
地方特例 交付金	107,000	0.2 %	311,000	0.7 %	△ 204,000	△ 65.6 %
地方交付税	2,494,000	4.9 %	2,107,000	4.4 %	387,000	18.4 %
交通安全対策 特別交付金	20,000	0.0 %	21,000	0.0 %	△ 1,000	△ 4.8 %
分担金及び 負担金	434,720	0.9 %	402,159	0.8 %	32,561	8.1 %
使用料及び 手数料	513,466	1.0 %	491,551	1.0 %	21,915	4.5 %
国庫支出金	7,951,166	15.6 %	7,627,279	16.1 %	323,887	4.2 %
県 支 出 金	4,250,800	8.3 %	4,027,465	8.5 %	223,335	5.5 %
財 産 収 入	130,479	0.3 %	99,228	0.2 %	31,251	31.5 %
寄 附 金	60,050	0.1 %	25,050	0.1 %	35,000	139.7 %
繰 入 金	2,889,562	5.7 %	1,335,325	2.8 %	1,554,237	116.4 %
繰 越 金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
諸 収 入	539,221	1.1 %	554,786	1.2 %	△ 15,565	△ 2.8 %
市 債	2,506,900	4.9 %	2,687,800	5.7 %	△ 180,900	△ 6.7 %
歳 入 合 計	50,919,000	100.0 %	47,424,000	100.0 %	3,495,000	7.4 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

款	歳		出		比較増減	対前年度 増減率
	令和4年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額	構成比		
議会費	396,377	0.8%	405,113	0.9%	△ 8,736	△ 2.2%
総務費	5,432,656	10.7%	5,357,933	11.3%	74,723	1.4%
民生費	22,295,077	43.8%	21,887,567	46.2%	407,510	1.9%
衛生費	4,359,720	8.6%	4,102,167	8.6%	257,553	6.3%
農林水産業費	684,041	1.3%	679,848	1.4%	4,193	0.6%
商工費	621,990	1.2%	649,453	1.4%	△ 27,463	△ 4.2%
土木費	3,654,648	7.2%	2,960,440	6.2%	694,208	23.4%
消防費	2,846,308	5.6%	2,811,243	5.9%	35,065	1.2%
教育費	7,184,393	14.1%	5,495,249	11.6%	1,689,144	30.7%
災害復旧費	241,930	0.5%	112,006	0.2%	129,924	116.0%
公債費	3,101,860	6.1%	2,882,981	6.1%	218,879	7.6%
予備費	100,000	0.2%	80,000	0.2%	20,000	25.0%
歳出合計	50,919,000	100.0%	47,424,000	100.0%	3,495,000	7.4%

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

(2) 市税の構成

佐倉市の令和4年度の一般会計の当初予算（歳入）における市税の構成比は、次の図のとおりです。

市税収入額 23,890,629 千円は、市民一人当たり 139,104 円になります。一方、一般会計歳出予算総額 50,919,000 千円は、市民一人当たり 296,477 円となります。

(注) 人口は、令和4年3月31日現在（2ページ参照）のものであります。

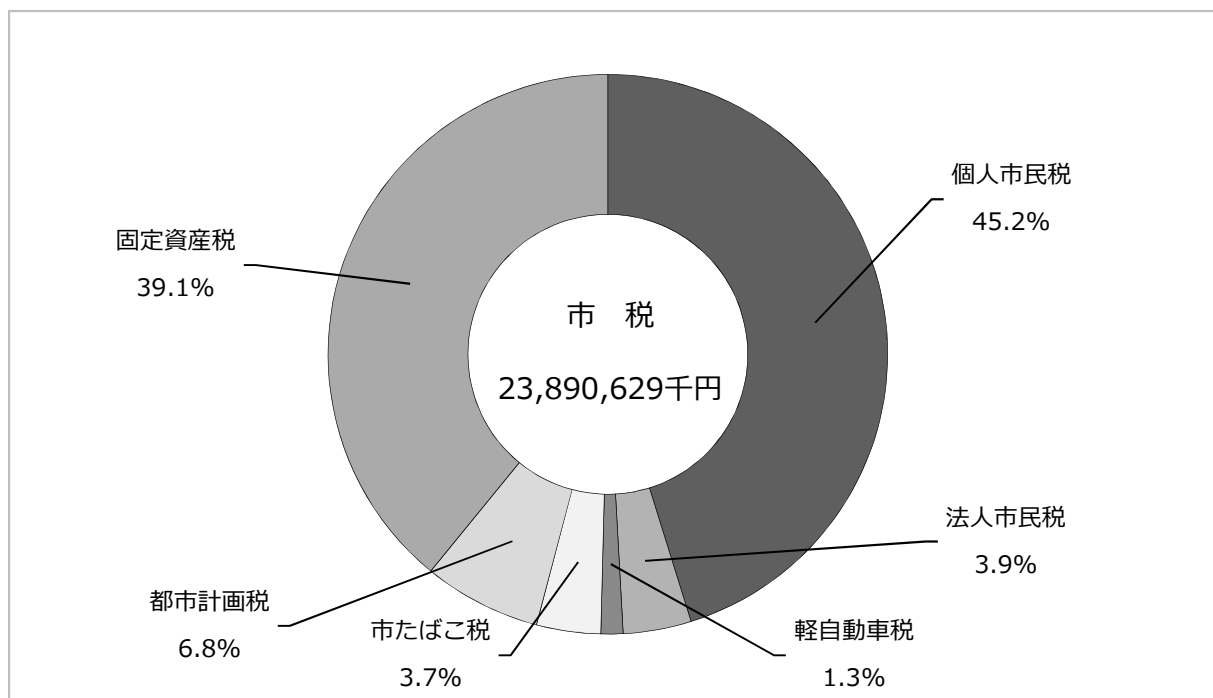
(3) 市税10,000円あたりの使われ方

市民のみなさんに納めていただく市税が、どのような仕事にどれだけ使われるかをみてみますと次のようになります。

議 会 費	(78 円)	… 市議会の運営のために
総 務 費	(1,067 円)	… 市政のPRや徴税・戸籍・統計・選挙等のために
民 生 費	(4,379 円)	… 障害者・高齢者・児童・生活保護など福祉のために
衛 生 費	(856 円)	… きれいな街にすることや健康を守るために
農林水産業費	(134 円)	… 農林・漁業の振興のために
商 工 費	(122 円)	… 商工業振興・雇用対策・観光振興のために
土 木 費	(718 円)	… 道路・公園の整備や都市計画のために
消 防 費	(559 円)	… 火災・災害から市民の命及び財産等を守るために
教 育 費	(1,411 円)	… 教育・文化の向上のために
公 債 費	(609 円)	… 市の借入金の返済のために
そ の 他	(67 円)	… 災害復旧費、予備費

※上記の金額は、令和4年度一般会計当初予算の割合によって求めました。

一般会計当初予算の市税の構成<令和4年度>



1-5. 一般会計決算

(1) 歳入歳出決算

(単位：千円)

款	歳		入		比較増減	対前年度 増減率
	令和3年度 決算額	構成比	令和2年度 決算額	構成比		
市 税	23,860,614	40.4%	24,544,479	34.2%	△ 683,865	△ 2.8%
地方譲与税	464,581	0.8%	456,445	0.6%	8,136	1.8%
利子割交付金	18,304	0.0%	21,956	0.0%	△ 3,652	△ 16.6%
配当割交付金	188,659	0.3%	131,304	0.2%	57,355	43.7%
株式等譲渡 所得割交付金	237,642	0.4%	159,483	0.2%	78,159	49.0%
法人事業税 交付金	245,051	0.4%	125,377	0.2%	119,674	95.5%
地方消費税 交付金	3,844,243	6.5%	3,539,384	4.9%	304,859	8.6%
ゴルフ場利用 税交付金	36,849	0.1%	32,008	0.0%	4,841	15.1%
自動車取得税 交付金	1	0.0%	12	0.0%	△ 11	△ 91.7%
環境性能割 交付金	59,089	0.1%	55,920	0.1%	3,169	5.7%
地方特例 交付金	305,221	0.5%	174,821	0.2%	130,400	74.6%
地方交付税	3,422,791	5.8%	1,791,601	2.5%	1,631,190	91.0%
交通安全対策 特別交付金	18,726	0.0%	19,886	0.0%	△ 1,160	△ 5.8%
分担金及び 負担金	332,486	0.6%	377,013	0.5%	△ 44,527	△ 11.8%
使用料及び 手数料	480,053	0.8%	423,305	0.6%	56,748	13.4%
国庫支出金	14,179,536	24.0%	28,435,990	39.6%	△ 14,256,454	△ 50.1%
県支出金	3,936,458	6.7%	4,006,988	5.6%	△ 70,530	△ 1.8%
財産収入	148,379	0.3%	53,716	0.1%	94,663	176.2%
寄附金	37,210	0.1%	33,839	0.0%	3,371	10.0%
繰入金	612,380	1.0%	2,001,003	2.8%	△ 1,388,623	△ 69.4%
繰越金	2,754,054	4.7%	2,091,365	2.9%	662,689	31.7%
諸収入	588,320	1.0%	468,302	0.7%	120,018	25.6%
市 債	3,308,500	5.6%	2,773,990	3.9%	534,510	19.3%
歳入合計	59,079,147	100.0%	71,718,186	100.0%	△ 12,639,039	△ 17.6%

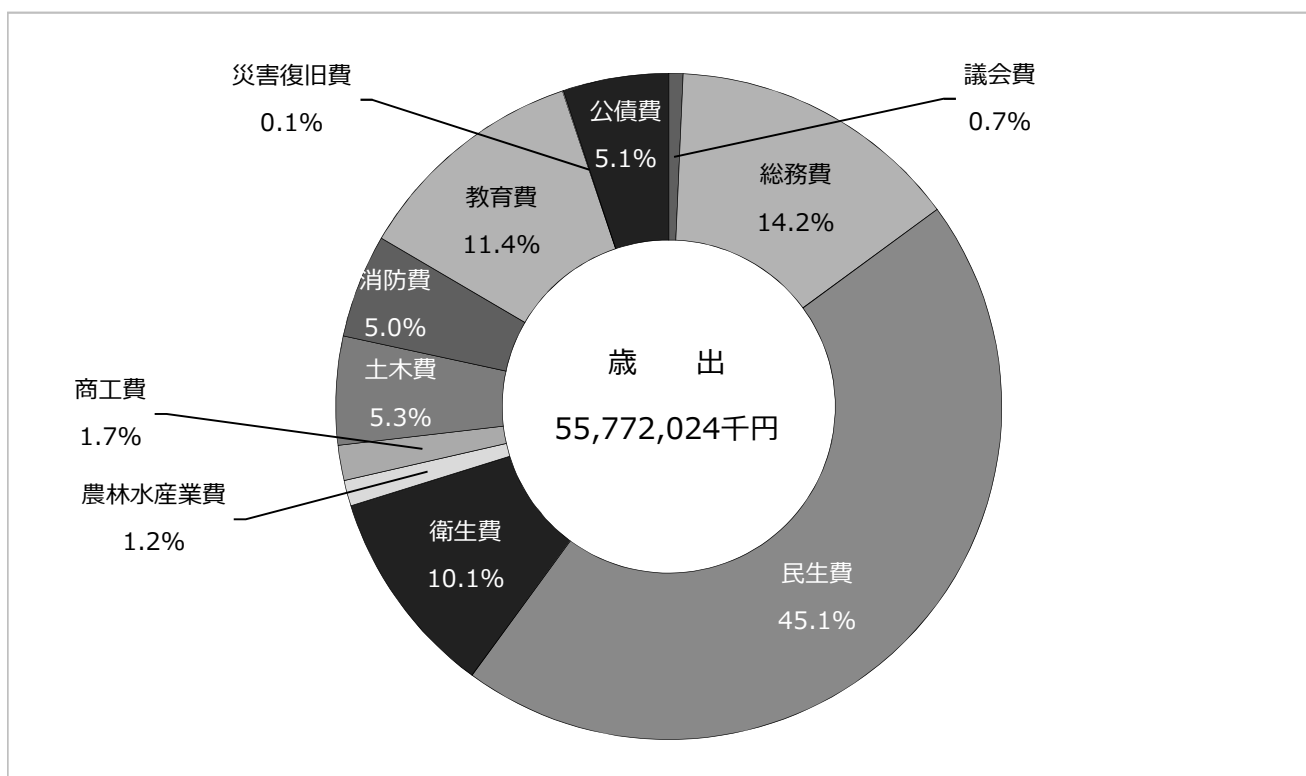
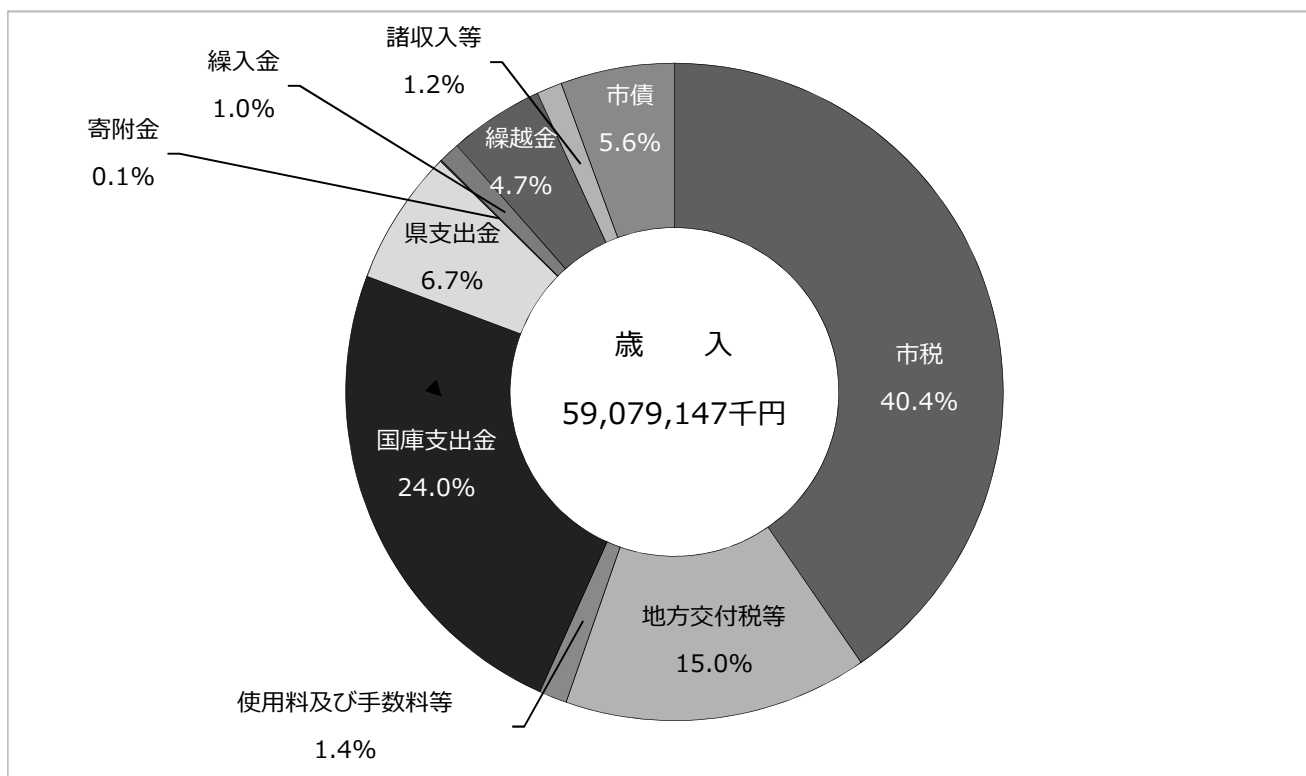
※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

(単位：千円)

款	歳		出		比較増減	対前年度 増減率
	令和3年度 決算額	構成比	令和2年度 決算額	構成比		
議会費	385,691	0.7%	398,377	0.6%	△ 12,686	△ 3.2%
総務費	7,933,221	14.2%	24,673,262	35.8%	△ 16,740,041	△ 67.8%
民生費	25,177,505	45.1%	20,947,205	30.4%	4,230,300	20.2%
衛生費	5,646,916	10.1%	3,852,077	5.6%	1,794,839	46.6%
農林水産業費	695,110	1.2%	976,735	1.4%	△ 281,625	△ 28.8%
商工費	950,511	1.7%	978,115	1.4%	△ 27,604	△ 2.8%
土木費	2,939,448	5.3%	3,498,178	5.1%	△ 558,730	△ 16.0%
消防費	2,803,751	5.0%	2,905,901	4.2%	△ 102,150	△ 3.5%
教育費	6,353,744	11.4%	7,581,898	11.0%	△ 1,228,154	△ 16.2%
災害復旧費	30,406	0.1%	274,712	0.4%	△ 244,306	△ 88.9%
公債費	2,855,721	5.1%	2,877,671	4.2%	△ 21,950	△ 0.8%
歳出合計	55,772,024	100.0%	68,964,131	100.0%	△ 13,192,107	△ 19.1%

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

一般会計歳入・歳出決算の構成<令和3年度>



※端数処理の都合上、各項目の合計が100%とならない場合があります。

※「歳入」のグラフ中、「地方交付税等」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の合計額が歳入に占める割合を、「使用料及び手数料等」とは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の合計額が歳入に占める割合を、「諸収入等」とは、財産収入及び諸収入の合計額が歳入に占める割合をいいます。

1-6. 税目別決算額の推移

(その1)

(単位：千円、%)

区分	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率
		決算額	増減率			決算額	増減率			決算額	増減率	
普通税	23,933,403	22,325,737	0.5	93.3	24,093,966	22,615,363	1.3	93.9	24,516,352	23,113,389	2.2	94.3
市民税	13,198,690	12,354,625	△ 0.9	93.6	13,284,129	12,515,215	1.3	94.2	13,398,232	12,674,284	1.3	94.6
個人市民税	11,927,744	11,108,646	0.2	93.1	11,988,404	11,245,507	1.2	93.8	11,974,970	11,272,314	0.2	94.1
現年課税分	11,103,159	10,943,811	0.4	98.6	11,241,407	11,086,886	1.3	98.6	11,288,203	11,120,838	0.3	98.5
普通徴収	2,941,702	2,789,738	△ 11.8	94.8	2,879,248	2,729,904	△ 2.1	94.8	2,894,341	2,733,725	0.1	94.5
特別徴収	8,033,775	8,026,391	5.7	99.9	8,224,065	8,218,888	2.4	99.9	8,265,751	8,259,003	0.5	99.9
退職分	127,682	127,682	△ 15.4	100.0	138,094	138,094	8.2	100.0	128,111	128,111	△ 7.2	100.0
滞納繰越分	824,585	164,835	△ 6.4	20.0	746,997	158,620	△ 3.8	21.2	686,767	151,475	△ 4.5	22.1
法人市民税	1,270,946	1,245,979	△ 9.8	98.0	1,295,725	1,269,708	1.9	98.0	1,423,262	1,401,970	10.4	98.5
現年課税分	1,249,603	1,242,976	△ 9.8	99.5	1,272,420	1,265,951	1.8	99.5	1,400,977	1,399,294	10.5	99.9
滞納繰越分	21,343	3,003	0.6	14.1	23,305	3,757	25.1	16.1	22,285	2,676	△ 28.8	12.0
固定資産税	9,570,740	8,837,107	2.2	92.3	9,687,384	9,010,100	2.0	93.0	9,992,070	9,347,562	3.7	93.5
固定資産税	9,554,052	8,820,419	2.3	92.3	9,670,203	8,992,918	2.0	93.0	9,974,406	9,329,898	3.7	93.5
現年課税分	8,741,386	8,601,733	2.0	98.4	8,988,685	8,850,956	2.9	98.5	9,336,135	9,184,125	3.8	98.4
滞納繰越分	812,666	218,686	14.9	26.9	681,518	141,962	△ 35.1	20.8	638,270	145,773	2.7	22.8
国有資産等所在市町村交付金	16,688	16,688	△ 13.0	100.0	17,181	17,181	3.0	100.0	17,664	17,664	2.8	100.0
軽自動車税	258,066	228,098	19.3	88.4	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1
軽自動車税	258,066	228,098	19.3	88.4	273,812	241,407	5.8	88.2	290,374	255,868	6.0	88.1
現年課税分	233,710	224,172	19.9	95.9	246,747	236,991	5.7	96.0	260,088	250,600	5.7	96.4
滞納繰越分	24,356	3,926	△ 8.1	16.1	27,065	4,417	12.5	16.3	30,286	5,268	19.3	17.4
環境性能割												
市たばこ税	905,907	905,907	△ 2.5	100.0	848,641	848,641	△ 6.3	100.0	835,676	835,676	△ 1.5	100.0
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,736,527	1,602,523	2.1	92.3	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4
都市計画税	1,736,527	1,602,523	2.1	92.3	1,727,614	1,604,924	0.1	92.9	1,751,327	1,635,806	1.9	93.4
現年課税分	1,587,894	1,562,526	1.8	98.4	1,603,680	1,579,108	1.1	98.5	1,636,138	1,609,498	1.9	98.4
滞納繰越分	148,633	39,997	14.1	26.9	123,934	25,816	△ 35.5	20.8	115,189	26,308	1.9	22.8
入湯税					0	0			0	0		
現年課税分					0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,669,930	23,928,260	0.6	93.2	25,821,581	24,220,287	1.2	93.8	26,267,679	24,749,195	2.2	94.2
現年課税分	23,838,347	23,497,813	0.5	98.6	24,218,762	23,885,715	1.7	98.6	24,774,881	24,417,696	2.2	98.6
滞納繰越分	1,831,583	430,447	5.3	23.5	1,602,819	334,572	△ 22.3	20.9	1,492,798	331,499	△ 0.9	22.2

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

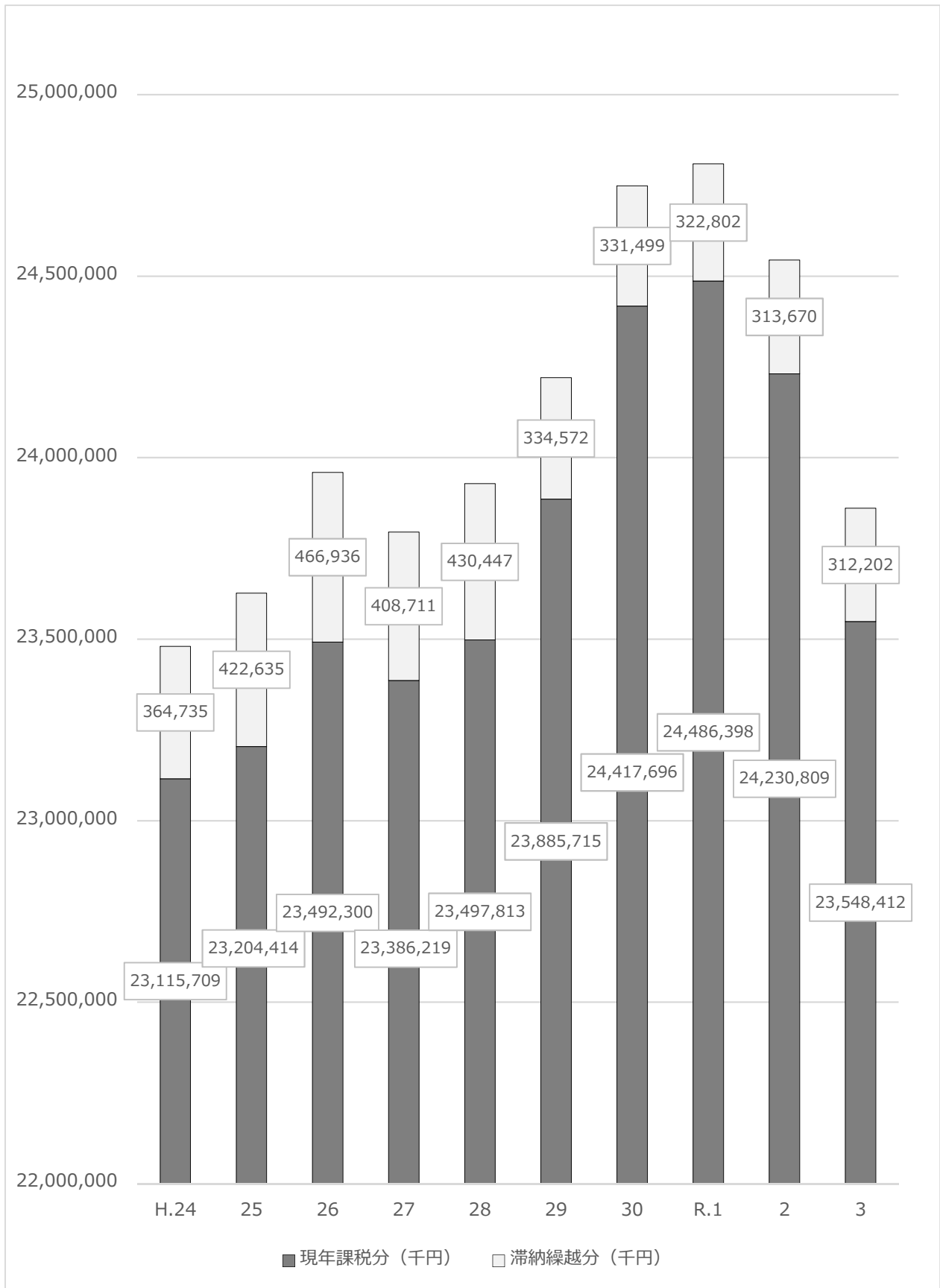
(その2)

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率	調定額	収入額		収入率
		決算額	増減率			決算額	増減率			決算額	増減率	
普通税	24,504,989	23,188,320	0.3	94.6	24,124,345	22,911,651	△ 1.2	95.0	23,336,966	22,264,057	△ 2.8	95.4
市 民 税	13,371,118	12,699,565	0.2	95.0	12,995,194	12,374,920	△ 2.6	95.2	12,441,201	11,911,294	△ 3.7	95.7
個人市民税	11,917,765	11,264,530	△ 0.1	94.5	11,830,620	11,240,233	△ 0.2	95.0	11,413,095	10,908,759	△ 2.9	95.6
現年課税分	11,275,625	11,117,378	△ 0.0	98.6	11,235,855	11,092,464	△ 0.2	98.7	10,871,749	10,756,969	△ 3.0	98.9
普通徴収	2,887,751	2,741,926	0.3	95.0	2,867,137	2,732,793	△ 0.3	95.3	2,824,148	2,712,606	△ 0.7	96.1
特別徴収	8,240,386	8,227,964	△ 0.4	99.8	8,235,459	8,226,411	△ 0.0	99.9	7,910,664	7,907,425	△ 3.9	100.0
退職分	147,488	147,488	15.1	100.0	133,259	133,259	△ 9.6	100.0	136,938	136,938	2.8	100.0
滞納繰越分	642,141	147,152	△ 2.9	22.9	594,764	147,769	0.4	24.8	541,346	151,790	2.7	28.0
法人市民税	1,453,353	1,435,035	2.4	98.7	1,164,574	1,134,688	△ 20.9	97.4	1,028,106	1,002,535	△ 11.6	97.5
現年課税分	1,433,951	1,432,680	2.4	99.9	1,148,384	1,130,924	△ 21.1	98.5	999,675	994,649	△ 12.0	99.5
滞納繰越分	19,402	2,355	△ 12.0	12.1	16,190	3,764	59.8	23.2	28,431	7,886	109.5	27.7
固定資産税	9,985,384	9,376,088	0.3	93.9	9,954,019	9,397,785	0.2	94.4	9,654,691	9,148,628	△ 2.7	94.8
固定資産税	9,968,073	9,358,777	0.3	93.9	9,936,489	9,380,254	0.2	94.4	9,637,194	9,131,130	△ 2.7	94.7
現年課税分	9,348,692	9,216,167	0.3	98.6	9,359,036	9,246,957	0.3	98.8	9,107,556	9,005,559	△ 2.6	98.9
滞納繰越分	619,381	142,610	△ 2.2	23.0	577,453	133,297	△ 6.5	23.1	529,637	125,571	△ 5.8	23.7
国有資産等所在市町村交付金	17,311	17,311	△ 2.0	100.0	17,531	17,531	1.3	100.0	17,498	17,498	△ 0.2	100.0
軽自動車税	305,720	269,900	5.5	88.3	325,436	289,250	7.2	88.9	337,028	300,091	3.7	89.0
軽自動車税	303,372	267,551	4.6	88.2	316,562	280,376	4.8	88.6	327,865	290,928	3.8	88.7
現年課税分	271,209	262,377	4.7	96.7	283,368	275,135	4.9	97.1	294,373	286,059	4.0	97.2
滞納繰越分	32,163	5,175	△ 1.8	16.1	33,193	5,240	1.3	15.8	33,492	4,868	△ 7.1	14.5
環境性能割	2,349	2,349	皆増	100.0	8,875	8,875	277.9	100.0	9,163	9,163	3.3	100.0
市たばこ税	842,767	842,767	0.8	100.0	849,696	849,696	0.8	100.0	904,045	904,045	6.4	100.0
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7	1,730,964	1,632,827	0.7	94.3	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.7
都市計画税	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.7	1,730,964	1,632,827	0.7	94.3	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.7
現年課税分	1,618,310	1,595,370	△ 0.9	98.6	1,628,727	1,609,227	0.9	98.8	1,592,303	1,574,470	△ 2.2	98.9
滞納繰越分	110,796	25,510	△ 3.0	23.0	102,237	23,600	△ 7.5	23.1	93,137	22,087	△ 6.4	23.7
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	26,234,096	24,809,200	0.2	94.6	25,855,309	24,544,479	△ 1.1	94.9	25,022,406	23,860,614	△ 2.8	95.4
現年課税分	24,810,214	24,486,398	0.3	98.7	24,531,471	24,230,809	△ 1.0	98.8	23,796,362	23,548,412	△ 2.8	99.0
滞納繰越分	1,423,882	322,802	△ 2.6	22.7	1,323,838	313,670	△ 2.8	23.7	1,226,044	312,202	△ 0.5	25.5

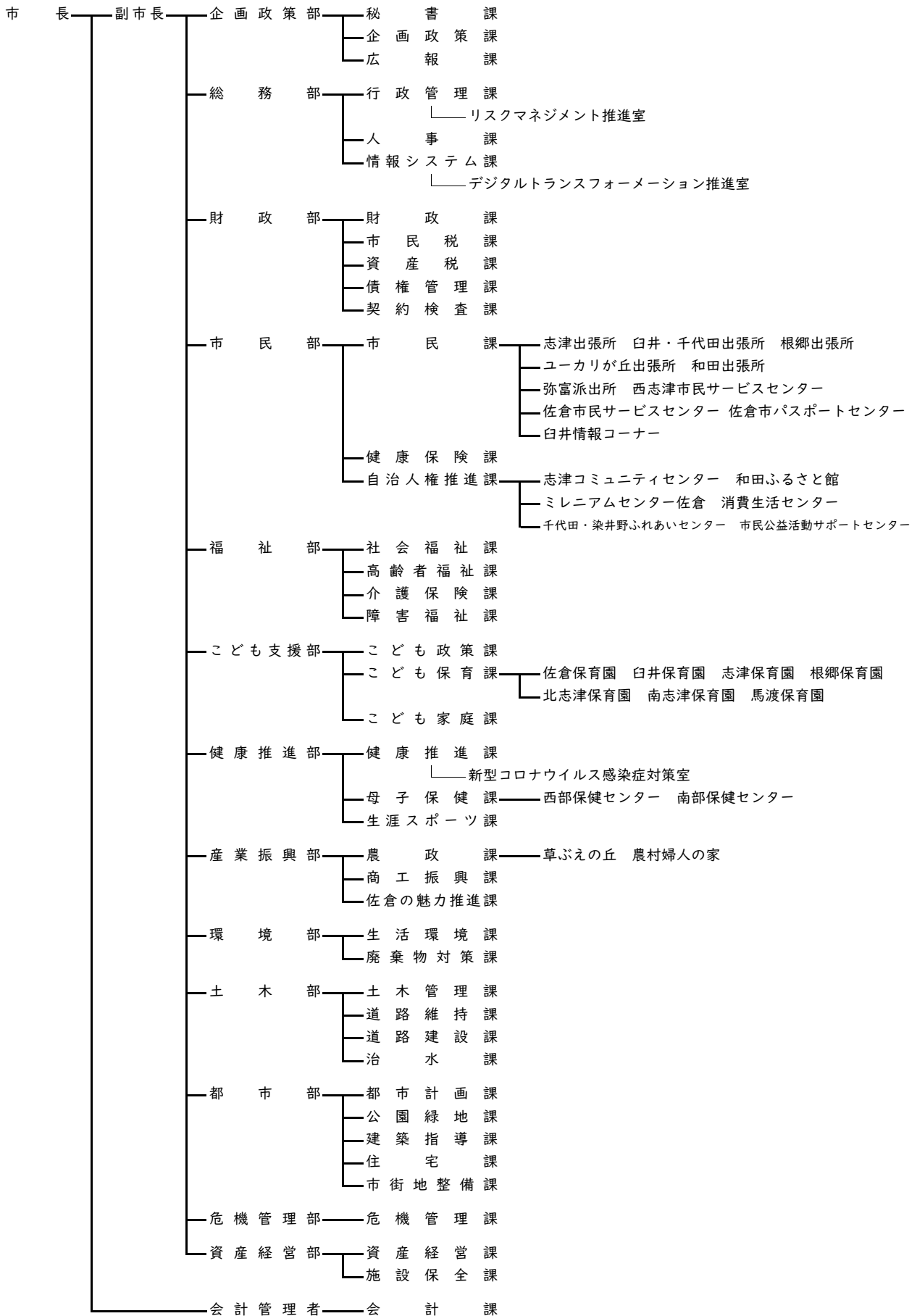
※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

市税決算額の推移

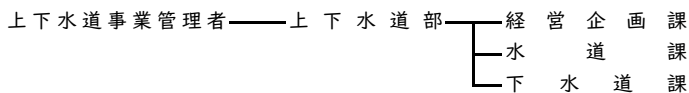


1-7. 佐倉市行政組織図 (令和4年7月1日)

【市長事務部局】



【公営企業】



【議会】

事務局

【監査委員】

事務局

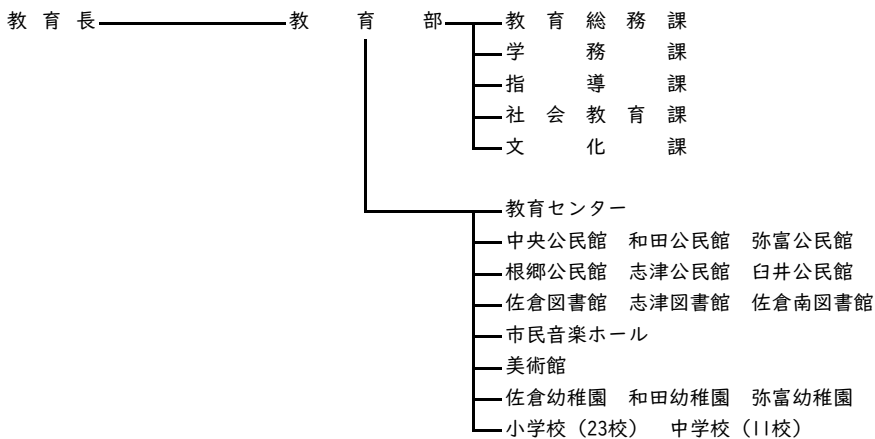
【選挙管理委員会】

事務局

【農業委員会】

事務局

【教育委員会】



【固定資産評価審査委員会】

1-8. 税務機構等

(1) 税務機構

令和4年4月1日現在

【財政部】 部長 1名

〈市民税課〉 18名	税制班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税務の総合調整に関する事 (2) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関する事 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関する事 (4) 市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関する事 (5) 税制に関する事 (6) 税務統計に関する事 (7) 法人市民税の賦課調定に関する事 (8) 固定資産評価審査委員会に関する事
	市民税班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市県民税普通徴収の賦課調定に関する事 (2) 市県民税特別徴収の賦課調定に関する事
〈資産税課〉 20名	資産課税班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及び統計に関する事 (2) 家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (3) 土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関する事 (4) 償却資産に関する事 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事 (6) 土地及び家屋の異動処理に関する事 (7) 公簿の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関する事
	土地班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の調査及び評価に関する事
	家屋班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の調査及び評価に関する事
	滞納整理指導担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 未収債権の徴収及び滞納処分に係る支援、助言等に関する事
〈債権管理課〉 22名	管理班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税の収納管理に関する事 (2) 税の過誤納金の取扱いに関する事 (3) 納税奨励に関する事 (4) 納税口座振替に関する事 (5) 納税証明に関する事
	徴収1班・2班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定の未収債権の徴収に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 納付（納入）委託及び受託に関する事
	滞納処分班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 納税督促に関する事 (2) 特定の未収債権の滞納処分に関する事 (3) 債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関する事

(2) 税務機構の変遷

(その1)

年月	税 務 機 構 名		
	部 名	課 (室) 名	係 (班) 名
昭35.4	—	税 務 課	管理係・賦課係・徴収係・固定資産評価係
昭37.4	—	税 務 課	管理係・賦課係・徴収係
		固定資産評価室	評価係
昭46.4	総 務 部	課 税 課	市民税係・資産税係・諸税係
		収 税 課	管理係・収税係
昭48.4	企画財政部	税 務 課	管理係・市民税係・収納係・資産税第一係・資産税第二係
昭49.4	//	//	諸税係・市民税係・収納係・土地係・家屋係
昭50.1	財 政 部	//	//
昭51.4	企画財政部	//	//
昭55.4	市 民 部	//	//
昭58.4	//	市 民 税 課	諸税係・市民税係・管理係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
昭62.4	//	市 民 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
平4.4	財 政 部	市 民 税 課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資 産 税 課	庶務係・土地係・家屋係
平6.4	//	市 民 税 課	管理係・市民税係
		資 産 税 課	管理係・土地係・家屋係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平9.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	管理係・課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平12.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平13.4	//	市 民 税 課	税制係・市民税係
		資 産 税 課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収 税 課	管理係・徴収担当
平14.4	//	市 民 税 課	税制班・諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平15.7	税 務 部	市 民 税 課	税制班・諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平16.9	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	管理班・調査班・第1収税班・第2収税班・特別徴収担当
平17.4	税 務 部	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班・特別徴収担当

(その2)

年月	税 務 機 構 名		
	部 名	課 名	班 名
平18.4	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収 税 課	困難案件徴収担当・収税班・管理班・滞納処分班
平19.4	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班・庶務担当
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平20.4	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班・渉外担当
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平21.4	//	市 民 税 課	諸税班・市民税班
		資 産 税 課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収 税 課	収税班・管理班・滞納処分班
平22.8	//	課 税 課	市民税班・税制班・土地班・家屋班
		収 税 課	管理班・滞納処分班・収納班
平23.4	//	課 税 課	市民税班・税制班・土地班・家屋班・資産課税班
		収 税 課	管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平25.4	//	課 税 課	税制班・市民税班・資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平26.4	//	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.4	//	市 民 税 課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.10	//	市 民 税 課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収第1班・滞納徴収第2班
平29.4	//	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		収 税 課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収第1班・滞納徴収第2班
令2.4	財 政 部	市 民 税 課	税制班・市民税班
		資 産 税 課	資産課税班・土地班・家屋班
		債 権 管 理 課	滞納整理指導担当・管理班・徴収1班・徴収2班・滞納処分班

2 . 市 民 税

2-1. 個人市民税調定額及び納税義務者の推移

(単位：千円、人)

年 度 区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	市民税調定額	納 税 義務者数	
普通 徴収	均等割のみ	12,982	3,709	12,916	3,690	13,126	3,750	13,235	3,781	13,263	3,789
	所得割のみ										
	均等割+所得割	2,652,272	28,896	2,677,021	29,090	2,647,612	29,040	2,638,402	28,913	2,825,803	28,956
	計	2,665,254	32,605	2,689,937	32,780	2,660,738	32,790	2,651,636	32,694	2,839,066	32,745
特別 徴収	均等割のみ	7,018	2,005	6,787	1,939	6,650	1,900	6,906	1,973	6,769	1,934
	所得割のみ										
	均等割+所得割	8,406,141	54,046	8,366,556	54,532	8,352,569	54,599	7,976,830	54,251	7,960,299	54,016
	計	8,413,159	56,051	8,373,343	56,471	8,359,219	56,499	7,983,735	56,224	7,967,068	55,950
合 計	均等割のみ	20,000	5,714	19,703	5,629	19,776	5,650	20,140	5,754	20,032	5,723
	所得割のみ										
	均等割+所得割	11,058,413	82,942	11,043,577	83,622	11,000,181	83,639	10,615,231	83,164	10,786,102	82,972
	計	11,078,413	88,656	11,063,280	89,251	11,019,957	89,289	10,635,371	88,918	10,806,134	88,695
特別徴収義務者	17,548		17,603		17,597		17,565		17,547		

(注) ①市民税調定額は6月末現在 ②退職所得に係る分離課税分を除く

2-2. 個人市民税所得区分別課税額の推移

(単位：千円、%)

年 度 所得区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率	税 額	構成比	増減率
給与所得者	9,157,093	82.7	△ 0.2	9,148,785	82.7	△ 0.1	9,149,366	83.0	0.0	8,715,556	81.9	△ 4.7	8,679,521	80.3	△ 0.4
営業所得者	397,369	3.6	△ 3.2	412,029	3.7	3.7	398,355	3.6	△ 3.3	426,356	4.0	7.0	506,865	4.7	18.9
農業所得者	12,377	0.1	△ 3.0	9,745	0.1	△ 21.3	6,517	0.1	△ 33.1	6,915	0.1	6.1	6,881	0.1	△ 0.5
その他の事業所得者															
その他の所得者	1,511,574	13.6	3.4	1,492,721	13.5	△ 1.2	1,465,719	13.3	△ 1.8	1,486,544	14.0	1.4	1,612,867	14.9	8.5
計	11,078,413	100.0	0.2	11,063,280	100.0	△ 0.1	11,019,957	100.0	△ 0.4	10,635,371	100.0	△ 3.5	10,806,134	100.0	1.6

(注) ①税額は6月末現在 ②退職所得に係る分離課税分を除く

2-3. 個人市民税所得区分別納税義務者の推移

(単位：人、%)

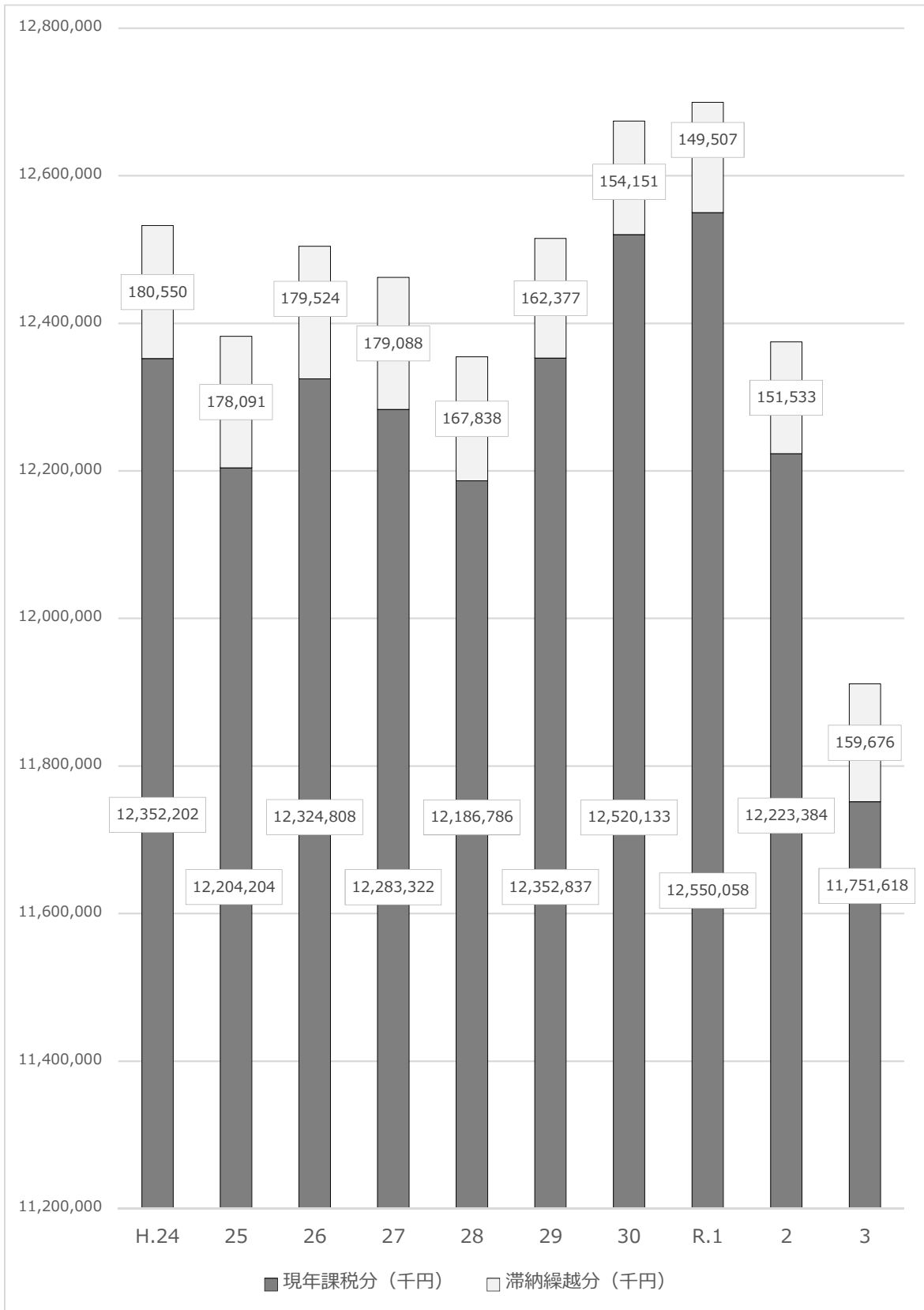
年 度 所得区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率
給与所得者	65,259	73.6	0.5	65,675	73.6	0.6	65,909	73.8	0.4	65,028	73.1	△ 1.3	64,738	73.0	△ 0.4
営業所得者	2,834	3.2	0.9	2,879	3.2	1.6	2,768	3.1	△ 3.9	3,048	3.4	10.1	2,996	3.4	△ 1.7
農業所得者	144	0.2	19.0	134	0.2	△ 6.9	96	0.1	△ 28.4	89	0.1	△ 7.3	78	0.1	△ 12.4
その他の事業所得者															
その他の所得者	20,419	23.0	1.3	20,563	23.0	0.7	20,516	23.0	△ 0.2	20,753	23.3	1.2	20,883	23.5	0.6
計	88,656	100.0	0.7	89,251	100.0	0.7	89,289	100.0	0.0	88,918	100.0	△ 0.4	88,695	100.0	△ 0.3

(注) 納税義務者数は6月末現在

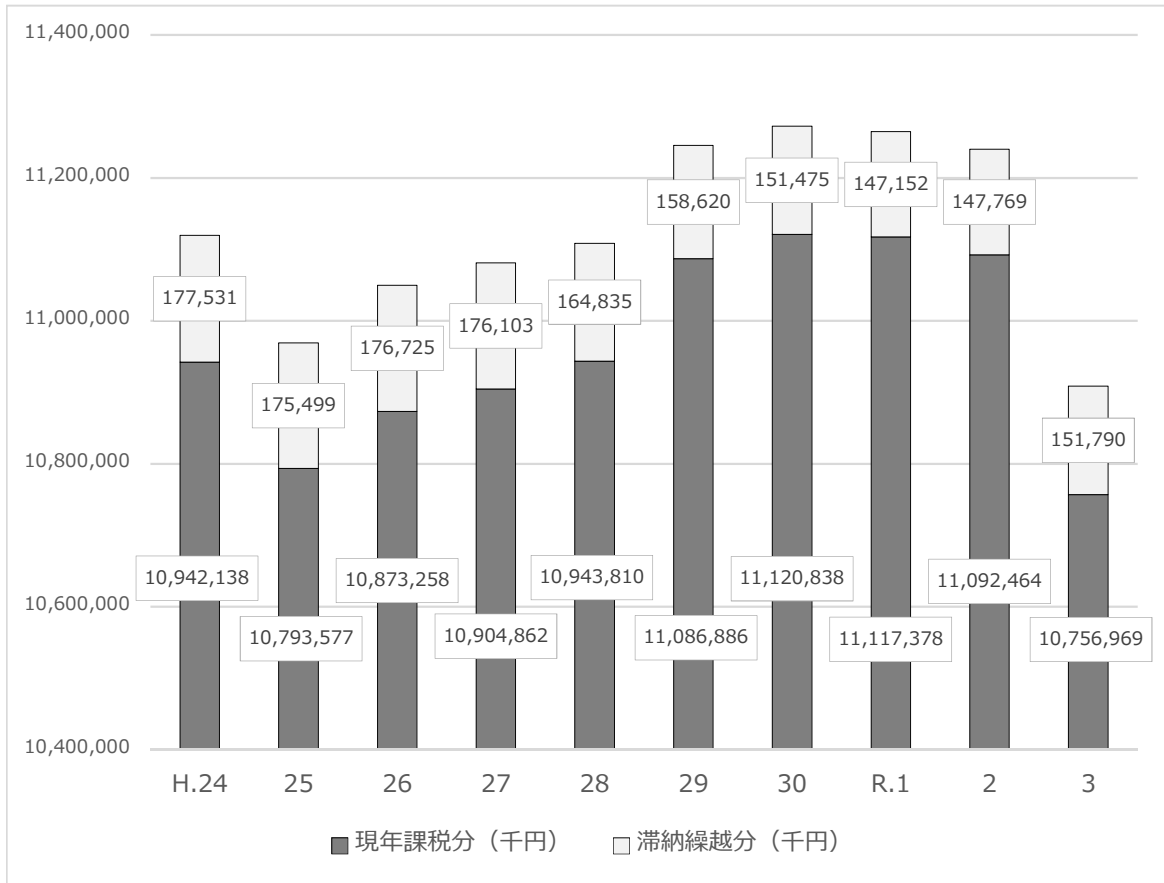
※端数処理の都合上、構成比合計が100%にならない場合があります。

2-4. 市民税(個人・法人市民税) 決算額の推移

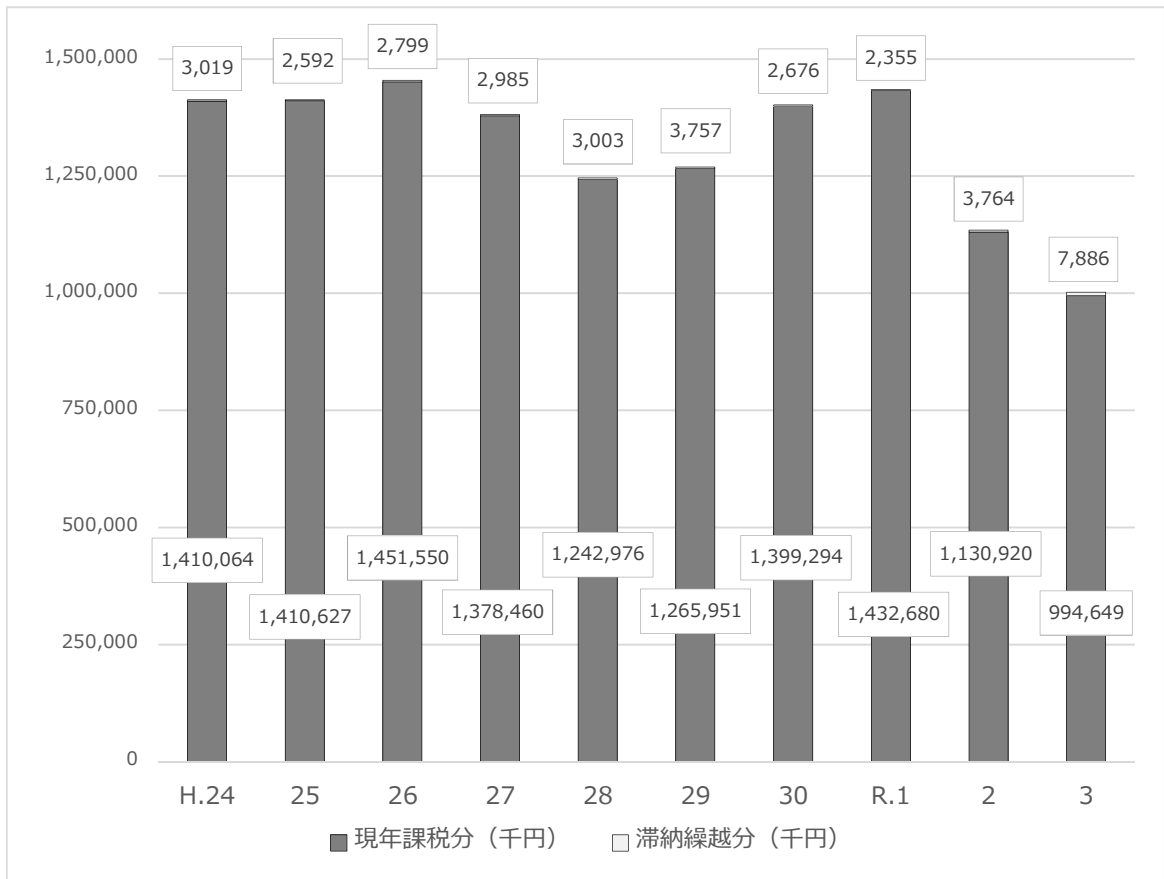
市民税 決算額の推移



個人市民税 決算額の推移



法人市民税 決算額の推移



2-5. 令和4年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ

(単位：人、千円)

区分 所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	市民税額
給与所得者	2,583	9,041	62,155	217,542	8,452,938	64,738	8,679,521
営業所得者	353	1,236	2,643	9,250	496,379	2,996	506,865
農業所得者	19	67	59	206	6,608	78	6,881
その他の 事業所得者							
その他の所得者	2,768	9,688	18,115	63,403	1,539,776	20,883	1,612,867
合計	5,723	20,032	82,972	290,401	10,495,701	88,695	10,806,134

(注) 市民税額は6月末現在

2-6. 令和4年度個人市民税課税標準額段階別課税状況

(単位：人、千円)

課税標準額の段階	給与所得者		営業所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		合計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下の金額	1,972	96,371	111	6,040	2	97	812	42,927	229	1,571,331	3,126	1,716,766
10万円を超え 100万円以下の金額	15,046	8,794,420	693	357,371	25	12,747	10,156	5,233,501	217	1,122,442	26,137	15,520,481
100万円を超え 200万円以下の金額	18,248	26,945,903	573	849,319	13	19,798	4,093	5,733,557	203	1,488,475	23,130	35,037,052
200万円を超え 300万円以下の金額	11,386	27,810,012	409	1,008,284	5	11,937	1,306	3,133,374	141	1,295,287	13,247	33,258,894
300万円を超え 400万円以下の金額	6,213	21,484,020	234	809,574	3	10,760	446	1,519,981	110	1,166,472	7,006	24,990,807
400万円を超え 550万円以下の金額	4,798	22,122,773	198	925,675	4	19,396	226	1,050,356	128	1,745,625	5,354	25,863,825
550万円を超え 700万円以下の金額	1,610	9,900,483	127	786,765	4	24,583	101	611,527	61	868,505	1,903	12,191,863
700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,259	10,371,788	151	1,247,241	1	9,085	88	728,878	55	784,376	1,554	13,141,368
1,000万円を超える金額	1,193	21,009,359	126	2,675,122	0	0	82	2,104,591	114	7,208,873	1,515	32,997,945
合計	61,725	148,535,129	2,622	8,665,391	57	108,403	17,310	20,158,692	1,258	17,251,386	82,972	194,719,001

2-7. 個人市民税年度別負担額の推移

区 分	年 度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口1人当たり (円/人)	62,928	63,091	63,751	61,526	62,881
1世帯当たり (円/世帯)	143,680	142,059	140,060	135,172	136,586
納税義務者1人当たり (円/人)	124,960	123,957	123,419	119,609	121,835
普通徴収対象者1人当たり (円/人)	81,744	82,060	81,145	81,105	86,702
特別徴収対象者1人当たり (円/人)	150,098	148,277	147,953	141,999	142,396

(注) 人口、世帯数、市民税額は各年度の6月末現在

2-8. 法人市民税年度別調定額の推移

区 分	年 度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
均等割調定額 (千円)	395,786	398,010	403,020	398,668	388,332
法人税割調定額 (千円)	876,634	1,002,967	1,030,932	749,717	611,344
合計調定額 (千円)	1,272,420	1,400,977	1,433,951	1,148,384	999,675
納税義務者 (人)	3,340	3,377	3,443	3,471	3,573
調定額対前年度増減率 (%)	1.8	10.1	2.4	△ 19.9	△ 12.9

2-9. 法人市民税決算期別法人数

決算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人数	105	254	941	228	233	301	247	295	353	145	112	359

2-10. 法人の設立状況

資本金等の額 市内の従業員数		50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1,000万円超 1億円以下	1,000万円以下	左記に掲げる 法人以外の法人		合計
		50人超	分割法人	34	7	23	26	12	分割法人
その他の法人	-		1	1	14	8			
計	(9号法人) 34		(8号法人) 8	(6号法人) 24	(4号法人) 40	(2号法人) 20			
50人以下	分割法人	158		142	287	/	その他の 法人	2,237	2,416
	その他の法人	-		7	148				
	計	(7号法人) 158		(5号法人) 149	(3号法人) 435				
合計		34	166	173	475	20	(1号法人)	2,705	3,573

3 . 固定資産税・都市計画税 ・特別土地保有税

3-1. 納税義務者数の推移（土地+家屋+償却資産 現年課税分）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
固定資産税	72,006 ^人	0.2%	72,096 ^人	0.1%	72,139 ^人	0.1%	72,144 ^人	0.0%	72,241 ^人	0.1%
都市計画税	60,196 ^人	0.2%	60,288 ^人	0.2%	60,349 ^人	0.1%	60,456 ^人	0.2%	60,421 ^人	△0.1%

※当初調定の納税義務者数

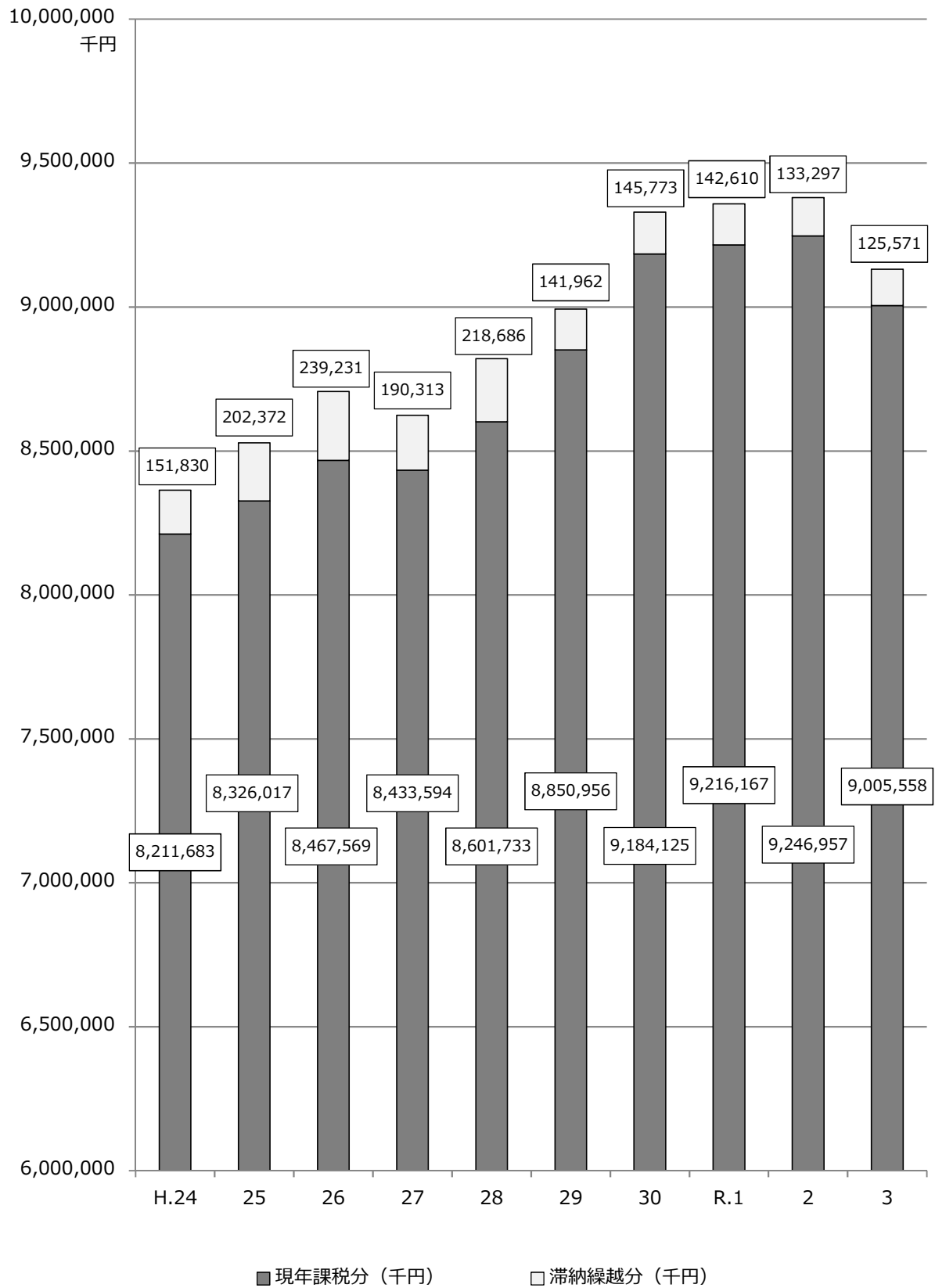
3-2. 土地筆数及び家屋棟数の推移（法定免税点以上）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率
土地	164,835 ^筆	0.2%	165,080 ^筆	0.1%	165,356 ^筆	0.2%	165,693 ^筆	0.2%	166,123 ^筆	0.3%
家屋	62,259 ^棟	0.6%	62,544 ^棟	0.5%	62,695 ^棟	0.2%	62,733 ^棟	0.1%	62,940 ^棟	0.3%

3-3. 調定額の推移（当初調定額）

区 分 \ 年 度		平成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
固 定 資 産 税	土 地	千円 3,157,654	% △ 1.1	千円 3,131,893	% △ 0.8	千円 3,121,446	% △ 0.3	千円 3,099,060	% △ 0.7	千円 3,099,656	% 0.0
	家 屋	4,014,483	△ 1.4	4,223,589	5.2	4,327,180	2.5	4,208,264	△ 2.7	4,357,318	3.5
	小 計	7,172,137	△ 1.3	7,355,482	2.6	7,448,626	1.3	7,307,324	△ 1.9	7,456,974	2.0
	償 却 資 産	1,755,820	6.8	1,862,382	6.1	1,829,211	△ 1.8	1,787,689	△ 2.3	1,857,762	3.9
	合 計	8,927,957	0.2	9,217,864	3.2	9,277,837	0.7	9,095,013	△ 2.0	9,314,736	2.4
都 市 計 画 税	土 地	805,411	△ 1.0	799,464	△ 0.7	796,051	△ 0.4	789,069	△ 0.9	790,544	0.2
	家 屋	773,694	△ 1.3	817,710	5.7	832,888	1.9	803,113	△ 3.6	831,651	3.6
	合 計	1,579,105	△ 1.1	1,617,174	2.4	1,628,939	0.7	1,592,182	△ 2.3	1,622,195	1.9

3-4. 固定資産税決算額の推移



3-5. 令和4年度土地に関する概要

納税義務者数

(単位：人)

区分 納税義務者	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	(イ)	(ロ)	(イ) - (ロ)
個人・法人	59,800	4,965	54,835

総括

区分 地目	地積				決定価格			課税標準額	筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ) (ロ)-(ハ) (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト) (ホ)-(ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税 地筆数 (筆) (リ)	評価 総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ヘ) (ヌ)-(ル) (筆)	平均価格 (円/㎡) (ホ)/(ロ)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	-	18,804,825	935,745	17,869,080	1,807,616	85,223	1,722,393	1,721,612	-	20,396	1,388	19,008	96	112
	勸告遊休田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介在田・市街化区域田	-	27,722	16	27,706	292,637	153	292,484	97,495	-	70	1	69	10,556	30,060
畑	一般畑	-	12,320,853	797,528	11,523,325	796,679	51,690	744,989	744,989	-	15,666	1,350	14,316	65	67
	勸告遊休畑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介在畑・市街化区域畑	-	257,316	347	256,969	4,667,587	2,294	4,665,293	1,591,255	-	667	6	661	18,140	54,372
宅地	住宅用地	小規模住宅用地	10,631,423	69,682	10,561,741	408,852,564	1,037,393	407,815,171	67,788,409	-	70,459	1,062	69,397	38,457	106,449
		一般住宅用地	3,566,633	1,343	3,565,290	67,184,496	21,119	67,163,377	22,357,493	-	24,825	131	24,694	18,837	95,200
	住宅用地以外の宅地	-	5,216,105	203	5,215,902	145,221,861	2,895	145,218,966	95,867,049	-	8,291	27	8,264	27,841	121,458
	計	973,856	19,414,161	71,228	19,342,933	621,258,921	1,061,407	620,197,514	186,012,951	1,078	103,575	1,220	102,355	32,000	121,458
塩田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱泉地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
池沼	108,114	16,638	8,516	8,122	1,088	236	852	852	12	78	44	34	65	303	
山林	一般山林	-	16,239,606	1,868,880	14,370,726	776,419	89,670	686,749	686,749	-	15,961	2,684	13,277	48	51
	介在山林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原野	-	1,298,425	273,855	1,024,570	36,055	7,617	28,438	28,438	-	4,721	897	3,824	28	29	
雑種地	ゴルフ場の用地	-	1,471,811	-	1,471,811	2,191,328	-	2,191,328	1,413,884	-	648	-	648	1,489	1,790
	遊園地等の用地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄軌道用地	2,967	468,613	7	468,606	3,524,879	62	3,524,817	2,352,762	29	1,537	1	1,536	7,522	63,364
	その他の雑種地	647,296	5,298,183	111,074	5,187,109	40,441,030	75,745	40,365,285	27,234,838	2,549	11,250	855	10,395	7,633	100,600
	計	650,263	7,238,607	111,081	7,127,526	46,157,237	75,807	46,081,430	31,001,484	2,578	13,435	856	12,579	6,377	100,600
その他	26,339,614	-	-	-	-	-	-	-	59,985	-	-	-	-	-	
合計	28,071,847	75,618,153	4,067,196	71,550,957	675,794,239	1,374,097	674,420,142	221,885,825	63,653	174,569	8,446	166,123	8,937	-	

3-6. 宅地に関する調べ

区 分 地区別		地 積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格		最高価格 地の所在
					平均価格 (ロ)/(イ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商 業 地 区	繁 華 街	-	-	-	-	-	
	高度商業 地 区	-	-	-	-	-	
	普通商業 地 区	939,886	58,928,210	30,433,904	62,697	121,458	ユーカリが 丘4丁目
	計	939,886	58,928,210	30,433,904	62,697	121,458	ユーカリが 丘4丁目
住 宅 地 区	併用住宅 地 区	744,553	37,000,613	14,480,040	49,695	85,661	ユーカリが 丘3丁目
	高級住宅 地 区	-	-	-	-	-	
	普通住宅 地 区	10,854,164	435,906,042	97,236,355	40,160	82,540	西志津 1丁目
	計	11,598,717	472,906,655	111,716,395	40,772	85,661	ユーカリが 丘3丁目
工 業 地 区	大 工 場 地 区	2,430,249	43,741,066	27,546,581	17,999	21,600	六崎
	中小工場 地 区	161,470	2,589,902	1,595,810	16,040	18,472	六崎
	家内工場 地 区	-	-	-	-	-	
	計	2,591,719	46,330,968	29,142,391	17,877	21,600	六崎
村 落 地 区	集団地区	-	-	-	-	-	
	村落地区	4,212,611	42,031,681	14,720,261	9,978	22,040	高岡
	計	4,212,611	42,031,681	14,720,261	9,978	22,040	高岡
観 光 地 区		-	-	-	-	-	
合 計		19,342,933	620,197,514	186,012,951	32,063	121,458	ユーカリが 丘4丁目

3-7. 宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
	人	m ²	千円	千円	筆
住 宅 用 地	67,103	14,127,031	474,978,548	90,145,902	94,091
非 住 宅 用 地	3,295	5,215,902	145,218,966	95,867,049	8,264
計	70,398	19,342,933	620,197,514	186,012,951	102,355

3-8. 介在農地及び市街化区域農地に関する調べ

区 分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
	人	m ²	千円	千円	筆
介 在 農 地	20	13,406	102,101	70,853	41
特 定 市 街 化 区 域 農 地	382	271,269	4,855,676	1,617,897	689
計	402	284,675	4,957,777	1,688,750	730

3-9. 令和4年度家屋に関する概要

納税義務者数

区分 納税義務者	総数 (イ) (人)	法定免税点 未満のもの (ロ) (人)	法定免税点 以上のもの (イ)-(ロ) (人)
個人・法人	62,193	956	61,237

総括

区分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)	
木造	総数	52,771	5,742,792	134,645,815	23,446
	法定免税点 未満のもの	1,215	55,336	66,606	1,204
	法定免税点 以上のもの	51,556	5,687,456	134,579,209	23,662
木造以外	総数	11,430	4,472,837	186,185,629	41,626
	法定免税点 未満のもの	46	1,471	5,136	3,492
	法定免税点 以上のもの	11,384	4,471,366	186,180,493	41,638
計	総数	64,201	10,215,629	320,831,444	31,406
	法定免税点 未満のもの	1,261	56,807	71,742	1,263
	法定免税点 以上のもの	62,940	10,158,822	320,759,702	31,574
非課税家屋	114	90,183			

3-10. 家屋の増減状況の推移

年 度	増 減 項 目	新 増 築			減 失		
		木 造	非木造	計	木 造	非木造	計
平成 30 年度	棟 数	587	96	683	337	49	386
	床 面 積 (㎡)	70,254	37,924	108,178	28,971	8,304	37,275
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,479	74,540	73,851	16,883	25,081	18,709
	決 定 価 格 (千 円)	5,162,204	2,826,851	7,989,055	489,119	208,271	697,390
令 和 元 年 度	棟 数	550	91	641	317	67	384
	床 面 積 (㎡)	64,266	18,234	82,500	26,391	31,674	58,065
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,243	87,646	76,426	12,925	32,858	23,798
	決 定 価 格 (千 円)	4,707,033	1,598,140	6,305,173	341,094	1,040,748	1,381,842
令 和 2 年 度	棟 数	450	80	530	388	42	430
	床 面 積 (㎡)	54,928	18,721	73,649	33,353	9,704	43,057
	単 位 当 たり 価 格 (円)	73,639	90,313	77,877	12,860	14,829	13,304
	決 定 価 格 (千 円)	4,044,852	1,690,744	5,735,596	428,915	143,905	572,820
令 和 3 年 度	棟 数	462	77	539	426	48	474
	床 面 積 (㎡)	53,555	16,861	70,416	34,430	13,174	47,604
	単 位 当 たり 価 格 (円)	78,617	88,053	80,876	11,791	31,125	17,141
	決 定 価 格 (千 円)	4,210,337	1,484,657	5,694,994	405,947	410,036	815,983
令 和 4 年 度	棟 数	446	76	522	381	56	437
	床 面 積 (㎡)	55,723	16,947	72,670	32,463	9,462	41,925
	単 位 当 たり 価 格 (円)	78,937	125,624	89,825	13,285	16,721	14,061
	決 定 価 格 (千 円)	4,398,620	2,128,942	6,527,562	431,282	158,212	589,494

3-11. 国有資産等所在市町村交付金に関する調べ

調定の状況

(単位 千円)

区 分	台帳価格	算定標準額	交付金	団体数
交付金	1,931,285	1,206,673	16,893	3

交付金の状況

(単位 千円)

区 分		国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計	
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額		
貸 付 資 産	住	1/6	8,271	116	116,267	1,627	1,743
	宅	1/3	1,002	14	-	-	14
		2/5	-	-	66,611	932	932
	住宅以外		111,503	1,561	904	13	1,574
	小 計		120,776	1,691	183,782	2,572	4,263
地方公営事業に係るもの (水道施設等)		-	-	902,115	12,630	12,630	
計		120,776	1,691	1,085,897	15,202	16,893	

3-12. 償却資産の価格等に関する調べ

(単位：千円)

区 分		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの (イ)	(イ)以外のもの (ロ)
市長が価格等を決定したものの	構 築 物	26,276,680	26,141,135	63,780	26,077,355
	機 械 及 び 装 置	48,689,763	47,949,622	367,410	47,582,212
	船 舶	31,544	31,544	-	31,544
	航 空 機	-	-	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	396,318	396,318	-	396,318
	工 具 器 具 及 び 備 品	18,054,242	18,053,026	-	18,053,026
	調 整 額	-	-	-	-
	小 計 (ハ)	93,448,547	92,571,645	431,190	92,140,455
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	39,784,850	37,445,480		
	県知事が価格等を決定し、配分したものの	2,810,379	2,807,172		
	小 計 (ニ)	42,595,229	40,252,652		
法第743条第1項の規定により、県知事が価格等を決定したものの(ホ)		-	-	-	-
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		136,043,776	132,824,297		
内 訳	市 分 の 額		132,824,297		
	県 分 の 額		-		

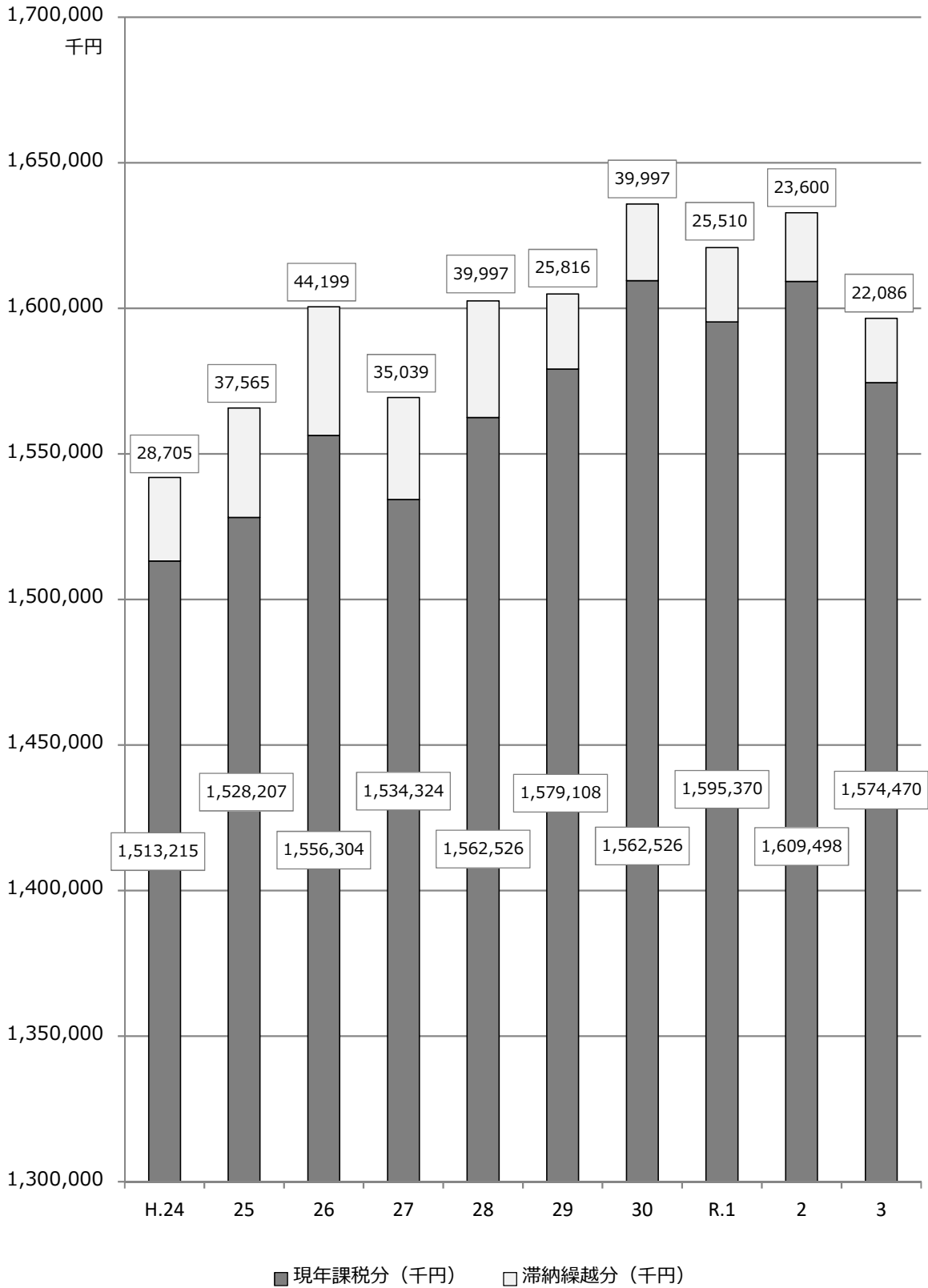
3-13. 償却資産納税義務者数（法定免税点以上）の推移

年度 区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
個人・法人	1,607	5.4	1,639	2.0	1,663	1.5	1,552	△ 6.7	1,681	8.3

3-14. 都市計画税に関する調べ

土地・家屋		価格等	地積及び床面積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
土地	宅	宅地	14,039	556,020,233	241,637,992
		その他	1,548	29,406,742	19,571,375
	等	小計	15,587	585,426,975	261,209,367
地		農地	310	4,858,104	3,238,220
		計	15,897	590,285,079	264,447,587
家屋		木造家屋	4,606	109,627,796	109,627,796
		木造以外の家屋	4,006	168,748,773	168,668,148
		計	8,612	278,376,569	278,295,944
合計				868,661,648	542,743,531

3-15. 都市計画税決算額の推移



3 - 1 6 . 特別土地保有税

地方税法の改正により、平成15年度以降は特別土地保有税の新たな課税が行われません。

4 . 諸 税

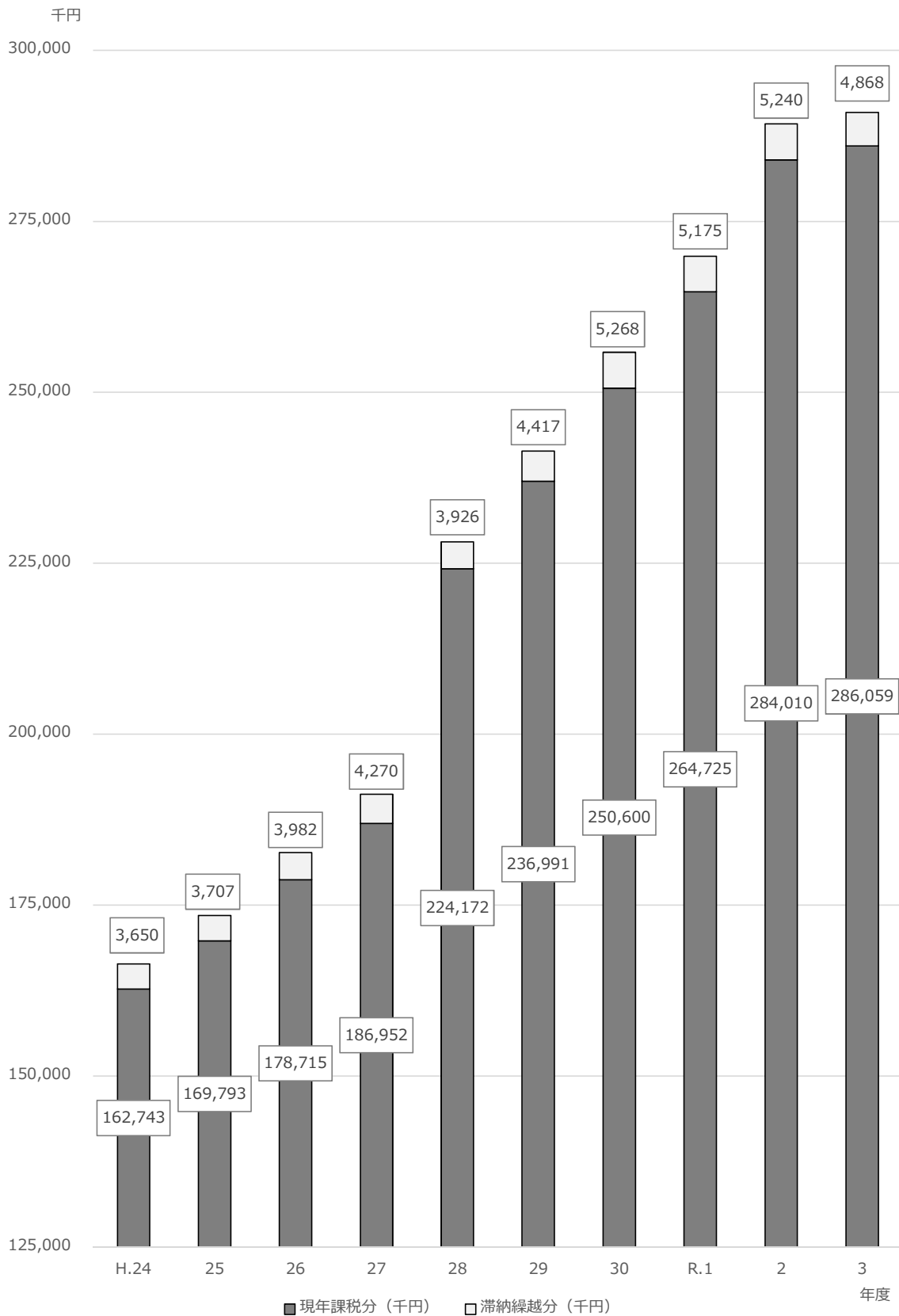
4-1. 軽自動車税に関する調べ（定期分）

（基準日：各年度6月末現在）

区 分	令 和 2 年 度					令 和 3 年 度					令 和 4 年 度						
	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a-b-c)(d)	調定額 (千円)		
原 動 機 自 付 転 車	50cc以下	5,767	6	2	5,759	11,518	5,551	6	2	5,543	11,086	5,413	5	3	5,405	10,810	
	90cc以下	324	16	0	308	616	313	12	0	301	602	315	9	0	306	612	
	125cc以下	1,575	29	1	1,545	3,708	1,631	33	1	1,597	3,833	1,759	36	1	1,722	4,133	
	ミニカー	115	0	0	115	426	123	0	0	123	455	122	0	0	122	451	
	小 計	7,781	51	3	7,727	16,268	7,618	51	3	7,564	15,976	7,609	50	4	7,555	16,006	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	1,755	0	0	1,755	6,318	1,830	0	0	1,830	6,588	1,851	0	0	1,851	6,664	
	三輪車(旧税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(新税率)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(重 課)	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	
	三輪車(75%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(50%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車(25%軽課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 計	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	
	四 輪 車 (旧 税 率)	乗 用 営業用	1	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗 用 自家用	11,285	22	233	11,030	79,416	9,842	21	210	9,611	69,199	8,537	19	167	8,351	60,127
		貨 物 営業用	130	0	0	130	390	107	0	1	106	318	98	0	0	98	294
		貨 物 自家用	1,966	9	22	1,935	7,740	1,678	9	20	1,649	6,596	1,437	6	17	1,414	5,656
	小 計	13,382	31	255	13,096	87,552	11,627	30	231	11,366	76,113	10,072	25	184	9,863	66,077	
	四 輪 車 (新 税 率)	乗 用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗 用 自家用	6,717	3	137	6,577	71,032	8,426	5	176	8,245	89,046	10,847	4	222	10,621	114,707
		貨 物 営業用	113	0	1	112	426	131	0	1	130	494	154	0	1	153	581
		貨 物 自家用	1,291	3	4	1,284	6,420	1,634	3	5	1,626	8,130	1,955	3	9	1,943	9,715
	小 計	8,121	6	142	7,973	77,878	10,191	8	182	10,001	97,670	12,956	7	232	12,717	125,003	
	四 輪 車 (重 課)	乗 用 営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8	1	0	0	1	8
		乗 用 自家用	4,788	5	99	4,684	60,424	5,028	6	103	4,919	63,455	5,349	7	123	5,219	67,325
		貨 物 営業用	48	0	1	47	212	60	0	0	60	270	72	0	0	72	324
貨 物 自家用		1,987	3	15	1,969	11,814	2,044	3	16	2,025	12,150	2,062	5	15	2,042	12,252	
小 計	6,823	8	115	6,700	72,450	7,133	9	119	7,005	75,883	7,484	12	138	7,334	79,909		
四 輪 車 (7 5 % 軽 課)	乗 用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗 用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨 物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨 物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
四 輪 車 (5 0 % 軽 課)	乗 用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗 用 自家用	251	2	6	243	1,312	140	0	1	139	751						
	貨 物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貨 物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	251	2	6	243	1,312	140	0	1	139	751	0	0	0	0	0		
四 輪 車 (2 5 % 軽 課)	乗 用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	乗 用 自家用	925	0	15	910	7,371	880	0	22	858	6,950						
	貨 物 営業用	1	0	0	1	3	3	0	0	3	9						
	貨 物 自家用	42	0	0	42	160	39	0	0	39	148						
小 計	968	0	15	953	7,534	922	0	22	900	7,107	0	0	0	0	0		
四輪車 計	29,545	47	533	28,965	246,726	30,013	47	555	29,411	257,524	30,512	44	554	29,914	270,989		
農耕作業用	611	3	1	607	1,457	625	3	1	621	1,490	638	3	1	634	1,522		
特殊作業用	123	2	0	121	714	131	2	0	129	761	140	2	0	138	814		
小 計	32,035	52	534	31,449	255,220	32,600	52	556	31,992	266,368	33,142	49	555	32,538	279,994		
二輪の小型自動車	2,013	0	0	2,013	12,078	2,020	0	0	2,020	12,120	2,093	0	1	2,092	12,552		
合 計	41,829	103	537	41,189	283,566	42,238	103	559	41,576	294,464	42,844	99	560	42,185	308,552		
対前年度増減率(%)	1.2	△ 1.0	7.0	1.1	4.5	1.0	0.0	4.1	0.9	3.8	1.4	△ 3.9	0.2	1.5	4.8		

※平成28年度から税率が変わり、軽課税率・重課税率が新設されました。
 ※軽課税率の改正により、令和4年度から三輪及び四輪の50%軽課及び25%軽課の対象車種は、乗用営業用のみとなりました。

4-2. 軽自動車税決算額の推移



※令和元年度分から環境性能割の決算額を含みます。

4-3. 市たばこ税の推移

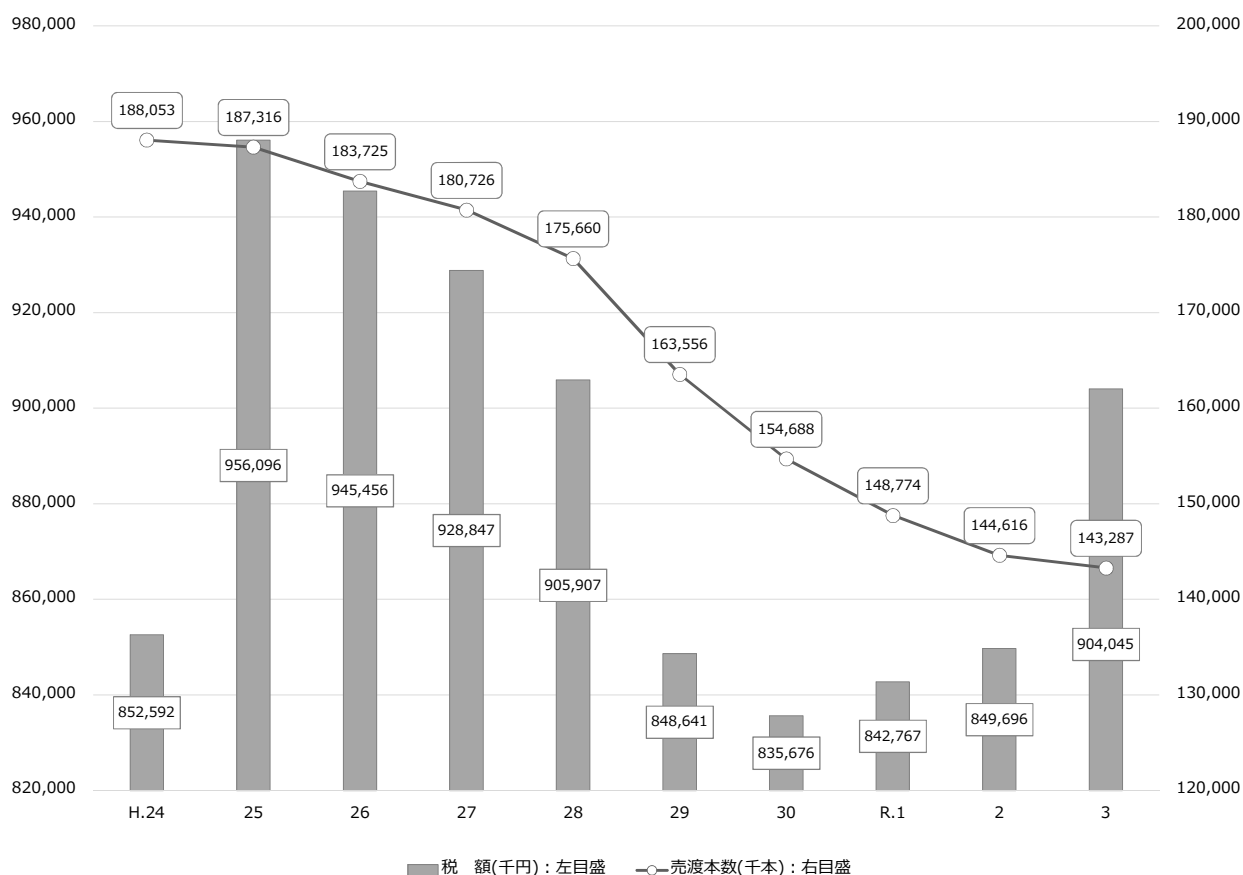
区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売 渡 本 数	(千本)	188,053	187,316	183,725	180,726	175,660	163,556	154,688	148,774	144,616	143,287
税 額	(千円)	852,592	956,096	945,456	928,847	905,907	848,641	835,676	842,767	849,696	904,045
対前年度増減率	(%)	1.1	12.1	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.5	△ 6.3	△ 7.8	△ 0.7	0.8	6.4
1 本 当 り 税 額	(円)	4.53	5.10	5.15	5.14	5.16	5.19	5.40	5.66	5.88	6.31
20 歳 以 上 人 口 1 人 当 り 売 渡 本 数	(本/年)	1,286	1,280	1,240	1,222	1,188	1,107	1,048	1,009	991	983
年 間 1 人 当 り 税 額	(円)	4,853	5,446	5,329	5,248	5,132	4,820	4,762	4,824	4,905	5,264
年 間 1 世 帯 当 り 税 額	(円)	11,776	13,041	12,638	12,311	11,897	11,049	10,763	10,759	10,806	11,478
年 度 末 現 在	人 口	175,690	175,575	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747
	20歳以上	146,260	146,369	148,169	147,922	147,915	147,733	147,621	147,420	145,941	145,799
	世 帯 数	72,398	73,314	74,809	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329	78,629	78,763

※「売渡本数(千本)」には、税制改正に伴う税率の引上時における手持品課税に係る本数は含まれていません。

※人口・世帯数は、住民基本台帳(平成27年分から外国人登録を加算)によります。

※「20歳以上人口1人当り売渡本数(本/年)」、「年間1人当り税額(円)」及び「年間1世帯当り税額(円)」は、「売渡本数(千本)」を、それぞれ「20歳以上人口」、「人口」及び「世帯数」により除したものをいいます。

4-4. 市たばこ税決算額の推移



5 . 徵 収

5-1. 還付金調べ

1. 過誤納金還付金（歳出還付）

（単位：件、円）

区 分 \ 年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
市 県 民 税	843	26,689,100	944	27,726,760	775	25,408,036	839	25,449,885
法 人 市 民 税	204	42,408,800	293	23,416,950	267	44,550,550	270	27,044,000
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	1,616	23,152,640	105	12,715,740	97	10,713,650	152	14,888,300
軽自動車税	12	37,800	36	224,400	16	124,100	29	171,600
配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 割 額	502	18,881,689	488	11,035,415	505	9,429,566	504	12,774,985
合 計	3,177	111,170,029	1,866	75,119,265	1,660	90,225,902	1,794	80,328,770

2. 過誤納金還付加算金

（単位：件、円）

区 分 \ 年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
市 県 民 税	56	143,400	31	63,600	29	290,600	23	69,100
法 人 市 民 税	55	437,700	51	204,400	55	300,500	26	88,100
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	38	1,366,086	28	4,140,437	27	3,008,721	43	3,998,587
軽自動車税	0	0	0	0	0	0	0	0
配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 割 額	3	1,400	3	7,100	1	1,000	9	2,800
合 計	152	1,948,586	113	4,415,537	112	3,600,821	101	4,158,587

5 - 2. 督促状発付状況の推移

1. 市県民税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成30年度	285,008	18,000	6.3
令和元年度	284,247	18,044	6.3
令和2年度	283,758	16,022	5.6
令和3年度	281,685	15,215	5.4

2. 固定資産税・都市計画税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成30年度	287,324	22,355	7.8
令和元年度	287,667	23,207	8.1
令和2年度	287,795	22,171	7.7
令和3年度	287,810	20,422	7.1

3. 軽自動車税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成30年度	40,306	4,294	10.7
令和元年度	40,717	4,061	10.0
令和2年度	41,162	3,789	9.2
令和3年度	41,561	3,591	8.6

4. 法人市民税

(単位：件、%)

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
平成30年度	4,633	198	4.3
令和元年度	4,795	172	3.6
令和2年度	4,760	164	3.4
令和3年度	4,746	151	3.2

5-3. 不納欠損額の推移

(単位：人、円)

年 度 税 目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額	人数	金 額
市 民 税	882	60,382,235	829	57,317,726	722	48,160,254	693	62,470,835
(うち個人)	854	58,497,941	801	55,189,526	699	46,704,554	663	60,096,735
(うち法人)	28	1,884,294	28	2,128,200	23	1,455,700	30	2,374,100
固 定 資 産 税	445	24,856,702	388	31,519,609	395	26,202,632	396	23,663,108
軽自動車税	437	2,193,672	447	2,377,388	446	2,437,864	431	3,692,600
都 市 計 画 税	445	4,696,493	388	5,917,797	395	4,974,186	396	4,438,502
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,209	92,129,102	2,052	97,132,520	1,958	81,774,936	1,916	94,265,045

5-4. 口座振替の状況

口座振替利用状況等

(単位：件、円)

区分 年度	税目	調定件数 (A)	口座利用件数 (B)	利用率 (B)/(A)	決算額 (C)	口座振替額 (D)	割合 (D)/(C)
平成30年度	市民税	37,631	5,147	13.7%	2,733,724,793	540,239,602	19.8%
	固定資産税 都市計画税	72,005	31,294	43.5%	10,793,622,941	4,463,851,500	41.4%
	軽自動車税	40,851	3,555	8.7%	250,600,128	21,086,500	8.4%
	合計	150,487	39,996	26.6%	13,777,947,862	5,025,177,602	36.5%
令和元年度	市民税	37,796	4,999	13.2%	2,887,750,741	529,864,090	18.3%
	固定資産税 都市計画税	72,104	31,113	43.2%	10,967,002,210	4,545,166,800	41.4%
	軽自動車税	41,259	3,533	8.6%	271,208,700	21,485,700	7.9%
	合計	151,159	39,645	26.2%	14,125,961,651	5,096,516,590	36.1%
令和2年度	市民税	37,906	4,790	12.6%	2,732,793,459	521,147,056	19.1%
	固定資産税 都市計画税	72,146	30,848	42.8%	10,856,184,275	4,511,092,900	41.6%
	軽自動車税	42,170	3,876	9.2%	275,135,400	25,227,600	9.2%
	合計	152,222	39,514	26.0%	13,864,113,134	5,057,467,556	36.5%
令和3年度	市民税	37,630	4,759	12.6%	2,712,606,451	532,304,087	19.6%
	固定資産税 都市計画税	72,153	30,887	42.8%	10,580,029,045	4,542,232,700	42.9%
	軽自動車税	42,170	3,910	9.3%	286,059,300	26,063,300	9.1%
	合計	151,953	39,556	26.0%	13,578,694,796	5,100,600,087	37.6%

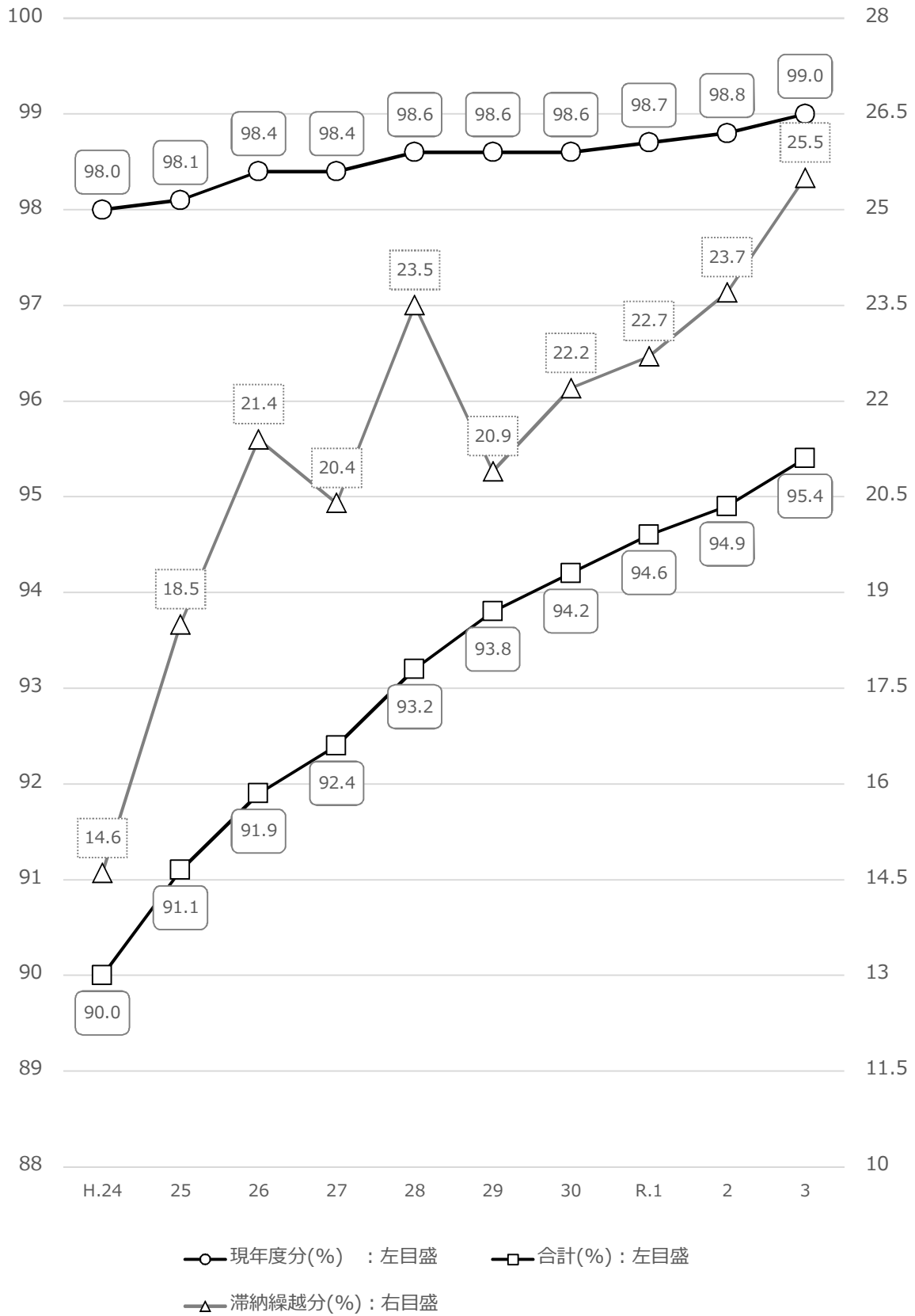
5 - 5. 差押状況

(単位：件、円)

年 度	区 分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
平成 30年度	不動産	2,005	1,036,302,816	110	62,888,295	195	111,774,205	1,920	987,416,906
	債権等	233	148,146,495	387	150,366,822	336	135,146,028	284	163,367,289
	合計	2,238	1,184,449,311	497	213,255,117	531	246,920,233	2,204	1,150,784,195
令和 元年度	不動産	1,920	987,416,906	69	35,924,637	164	64,147,290	1,825	959,194,253
	債権等	284	163,367,289	371	126,419,612	358	131,034,288	297	158,752,613
	合計	2,204	1,150,784,195	440	162,344,249	522	195,181,578	2,122	1,117,946,866
令和 2年度	不動産	1,825	959,194,253	59	25,577,200	137	63,890,382	1,747	920,881,071
	債権等	297	158,752,613	270	124,865,280	292	119,080,040	275	164,537,853
	合計	2,122	1,117,946,866	329	150,442,480	429	182,970,422	2,022	1,085,418,924
令和 3年度	不動産	1,747	920,881,071	61	36,068,229	130	60,024,226	1,678	896,925,074
	債権等	275	164,537,853	372	155,625,233	329	134,523,741	318	185,639,345
	合計	2,022	1,085,418,924	433	191,693,462	459	194,547,967	1,996	1,082,564,419

(注) 不動産差押件数には、不動産参加差押件数を含んでいます。

5-6. 収入率の推移



6 . そ の 他

6-1. 税務証明書等の発行件数

(1) 税務証明書等の発行件数の推移

(単位：件)

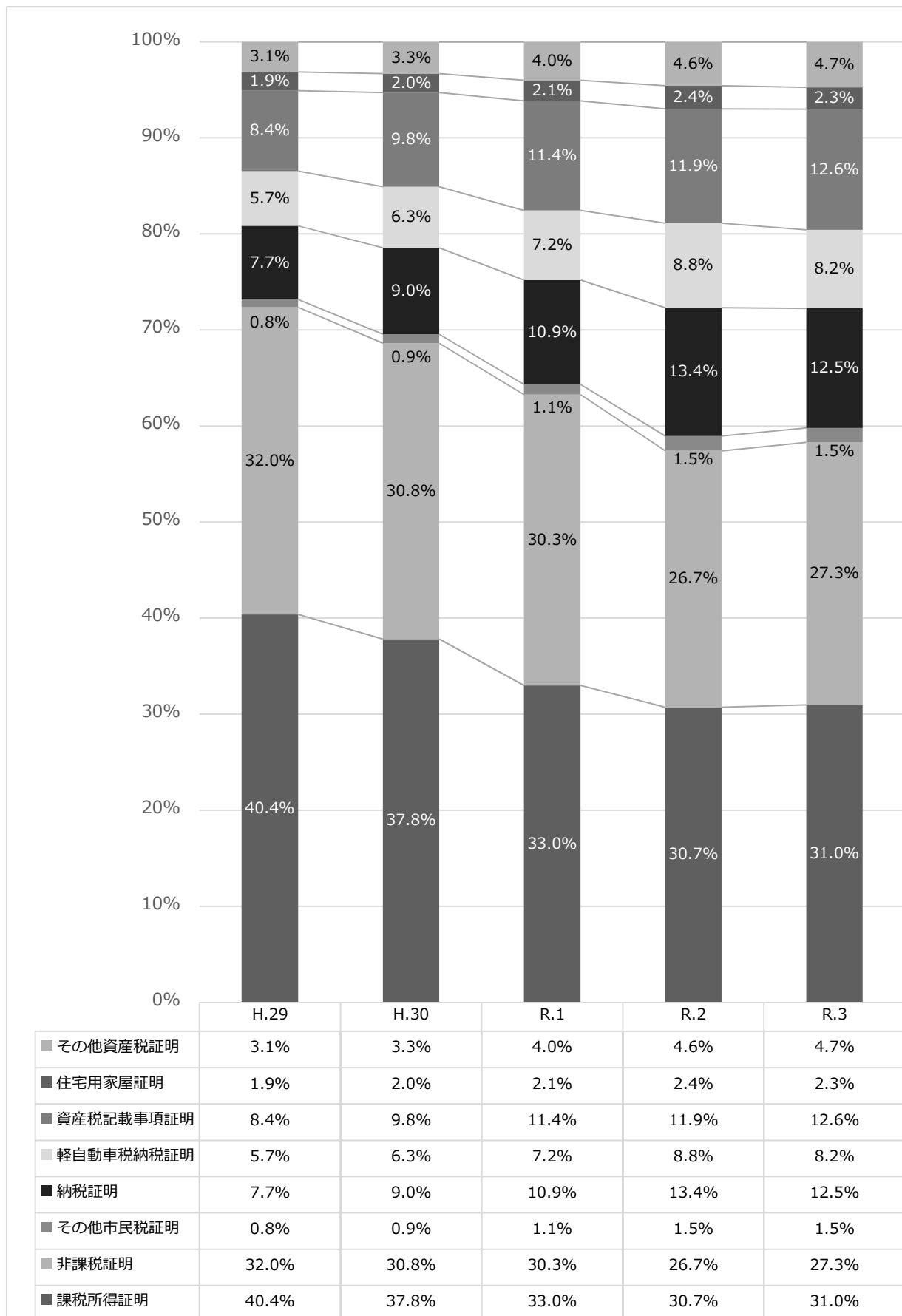
区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民税 関 係	課 税 ・ 所 得 証 明 書	17,130	14,332	11,188	8,752	9,584
	非 課 税 証 明 書	13,561	11,674	10,264	7,607	8,452
	そ の 他	346	358	360	439	465
	小 計	31,037	26,364	21,812	16,798	18,501
収 税 関 係	納 税 証 明 書	3,252	3,410	3,689	3,807	3,856
	軽自動車税納税証明書	2,416	2,404	2,453	2,501	2,528
	そ の 他	0	0	0	16	0
	小 計	5,668	5,814	6,142	6,324	6,384
資産税 関 係	記 載 事 項 証 明 書	3,558	3,716	3,870	3,393	3,885
	住 宅 用 家 屋 証 明 書	821	745	727	690	705
	そ の 他	1,335	1,261	1,356	1,300	1,466
	小 計	5,714	5,722	5,953	5,383	6,056
合 計		42,419	37,900	33,907	28,505	30,941

(2) 本庁及び出先機関月別発行件数内訳（令和3年度）

(単位：件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本 庁		1,605	1,094	1,982	1,914	2,000	1,679	1,414	1,425	1,171	1,194	1,250	1,362	18,090
出 先 機 関	志 津 出 張 所	360	306	644	639	696	510	445	368	351	396	344	397	5,456
	ユ-カリが丘出張所	181	129	334	374	378	276	194	190	173	166	136	155	2,686
	白井・千代田出張所	238	144	414	381	394	308	225	231	216	197	168	212	3,128
	根 郷 出 張 所	55	52	161	294	145	109	115	65	68	75	51	50	1,240
	和 田 出 張 所	7	8	16	22	28	11	16	11	11	24	6	20	180
	弥 富 派 出 所	2	17	8	16	22	14	10	14	9	14	15	20	161
	小 計	843	656	1,577	1,726	1,663	1,228	1,005	879	828	872	720	854	12,851
合 計		2,448	1,750	3,559	3,640	3,663	2,907	2,419	2,304	1,999	2,066	1,970	2,216	30,941

証明発行件数の構成比の推移



6-2. 市税徴収経費の推移（課税状況調べによる）

（単位：千円）

区 分		年 度							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
税 収 入 額	市 税 (A)	23,794,930	23,928,260	24,220,287	24,749,195	24,806,852	24,544,478	23,860,614	
	個人の県民税	7,313,531	7,331,686	7,421,501	7,438,785	7,432,405	7,416,457	7,195,353	
	合 計 (B)	31,108,461	31,259,946	31,641,788	32,187,980	32,239,257	31,960,935	31,055,967	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	239,922	236,746	234,760	238,131	231,181	226,151	216,506
		諸 手 当	182,022	188,717	185,919	184,930	185,195	172,287	158,523
		超過勤務手当	34,252	40,429	34,546	29,455	32,385	26,659	19,935
		税務特別手当	1	4	1	10	1	0	0
		その他の手当	147,769	148,284	151,372	155,465	152,809	145,628	138,588
	報 酬 (C)								14,597
	そ の 他	71,893	74,867	79,828	78,062	77,844	76,681	72,595	
	小 計 (D)	493,837	500,330	500,507	501,123	494,220	475,119	462,221	
	物 件 費	旅 費	286	81	134	100	80	68	55
		賃 金	13,646	13,325	13,975	15,825	15,499	15,228	
そ の 他		16,680	16,456	20,743	20,522	30,028	22,750	21,482	
小 計		30,612	29,862	34,852	36,447	45,607	38,046	21,537	
報 奨 金 等	0	0	0	0	0	0	0		
そ の 他	50,171	80,863	46,384	44,902	74,280	46,296	53,010		
合 計 (E)	574,620	611,055	581,743	582,472	614,107	559,461	536,768		
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (F)	260,053	263,071	265,795	267,460	269,434	270,074	268,384		
(E) - (F) (G)	314,567	347,984	315,948	315,012	344,673	289,387	268,384		
税 収 入 額 対 する 徴 税 費 の 割 合	(E) / (B)	1.8 %	2.0 %	1.8 %	1.8 %	1.9 %	1.8 %	1.7 %	
	(G) / (A)	1.3 %	1.5 %	1.3 %	1.3 %	1.4 %	1.2 %	1.1 %	
徴 税 職 員 数 (H)	65 人	62 人	62 人	61 人	61 人	62 人	60 人		
職 員 1 人 当 た り の 人 件 費 (D) / (H)	7,597	8,069	8,072	8,215	8,101	7,663			
職 員 1 人 当 た り の 人 件 費 {(D)-(C)} / (H)							7,460		

6-3. 市税税率の経緯①

年度		昭和29	30	31	32	33	34	35	
区分									
市 民 税	個人	均等割	市民税400円 (県民税100円)						
		所得割	ただし書方式						
	法人	均等割	1,800円						
		法人税割	7.5%	8.1%					
固定資産税		1.5% 免税点 〔土地 10,000円〕 〔家屋 10,000円〕 〔償却資産 50,000円〕	1.4% 〔同左〕	免税点 〔土地 同左〕 〔家屋 同左〕 〔償却資産 100,000円〕		免税点 〔土地 20,000円〕 〔家屋 30,000円〕 〔償却資産 150,000円〕			
軽自動車税		<自転車荷車税> 一般用車及び婦人用車200円 競争用車 300円 三輪車 500円 原動機付自転車 500円			原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 150cc以下 1,000円 三輪車 500円		<軽自動車税> 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 二輪の小型自動車 2,500円		
市たばこ消費税		10/115		9%		11%			
電気税		電気ガス税 10%							
ガス税									
木材取引税		5%			4%		2%		
特別土地保有税									
都市計画税							0.1%		
沿革 (主なもの)		○道府県民税、市たばこ消費税創設	○大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度創設	○固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設		○自転車荷車税廃止、軽自動車税創設			

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔〕内は免税点を示す。

36	37	38	39	40	41	42	43	44	
			市民税 15万円以下 2% 15万円超 3% 40万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%				県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%		
					資本金等 1千万円超 4,000円 1千万円以下 2,400円				
				8.4%	8.9%				
			免税点 [土地 24,000円] [家屋 同左] [償却資産 同左]		免税点 [土地 80,000円] [家屋 50,000円] [償却資産 300,000円]				
軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円				四輪乗用 4,500円					
	12% 1本あたり単価 2円601	13.4% 2円628	15% 2円714	2円806	2円932	18.1% 3円036	3円164	3円641	
	9% [300円]	8%	7% [400円]				[500円]		
				[500円]	[700円]	[800円]	[1,000円]		
		0.2%							
			○土地について 負担調整措置が 図られた	○市町村税の課 税が本方式へ統 一				○個人市民税の 特別徴収が10回 徴収から12回徴 収へ	

※軽自動車税については、改正部分についてのみ該当年度欄に記入した。

6-3. 市税税率の経緯②

年度		45	46	47	48	49	50	51	52		
区分											
市 民 税	個人	均等割	S29年度から同じ							市民税1,200円（県民税300円）	
		所得割	S39年度から同じ			市民税		県民税			
					30万円以下	2%	600万円超	10%	150万円以下	2%	
					30万円超	3%	1,000万円超	11%	150万円超	4%	
				50万円超	4%	2,000万円超	12%				
				80万円超	5%	3,000万円超	13%				
				110万円超	6%	5,000万円超	14%				
				150万円超	7%						
				250万円超	8%						
				400万円超	9%						
	法人	均等割	S42年度から同じ							1億円超(従業員100人超)	同左
									24,000円	80,000円	
								1億円超(従業員100人以下)	同左		
								12,000円	24,000円		
								1千万円超～1億円以下	同左		
								1千万円以下	7,200円		
		法人税割	9.1%			12.1%					
	固定資産税	S41年度から同じ				免税点 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円					
	軽自動車税	S40年度から同じ							原動機付自転車 軽自動車 50cc以下 650円 二輪 2,000円 90cc以下 1,000円 三輪 2,600円 125cc以下 1,300円 四輪 小型特殊自動車 乗用営業用5,200円 農耕作業用 1,300円 自家用5,900円 その他 3,900円 貨物営業用2,900円 二輪の小型自動車 3,300円 自家用3,300円		
	市たばこ消費税	S42年度から同じ									
		3円833	3円955	4円094	4円206	4円331	4円437	4円674	6円701		
	電気税	S39年度から同じ			6%	[1,200円]	5%		S52.6以降		
		[600円]	[700円]	[800円]	[1,000円]	S50.1以降	[2,000円]		[2,400円]		
	ガス税					5% [2,700円]	3%				
		[1,200円]	[1,400円]	[1,600円]	[2,100円]	S50.1以降	[4,000円]	S52.1以降	S52.6以降		
						4% [4,000円]	[4,000円]	2% [4,000円]	[4,800円]		
	木材取引税	S33年度から同じ									
	特別土地保有税				保有分1.4% [5,000㎡]						
					取得分 3% [5,000㎡]						
	都市計画税	S38年度から同じ									
	沿革 (主なもの)	○個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設			○特別土地保有税創設	○電気税及びガス税に分離	○口座振替制度実施				

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

53	54	55	56	57	58	59																																																																																																																																																																																												
市民税1,500円（県民税500円）																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">市民税</th> <th colspan="3">県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円以下</td> <td>2%</td> <td>570万円超</td> <td>10%</td> <td>150万円以下</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>30万円超</td> <td>3%</td> <td>950万円超</td> <td>11%</td> <td>150万円超</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>45万円超</td> <td>4%</td> <td>1,900万円超</td> <td>12%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70万円超</td> <td>5%</td> <td>2,900万円超</td> <td>13%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円超</td> <td>6%</td> <td>4,900万円超</td> <td>14%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超</td> <td>7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>230万円超</td> <td>8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>370万円超</td> <td>9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							市民税			県民税			30万円以下	2%	570万円超	10%	150万円以下	2%	30万円超	3%	950万円超	11%	150万円超	4%	45万円超	4%	1,900万円超	12%			70万円超	5%	2,900万円超	13%			100万円超	6%	4,900万円超	14%			130万円超	7%					230万円超	8%					370万円超	9%																																																																																																																																										
市民税			県民税																																																																																																																																																																																															
30万円以下	2%	570万円超	10%	150万円以下	2%																																																																																																																																																																																													
30万円超	3%	950万円超	11%	150万円超	4%																																																																																																																																																																																													
45万円超	4%	1,900万円超	12%																																																																																																																																																																																															
70万円超	5%	2,900万円超	13%																																																																																																																																																																																															
100万円超	6%	4,900万円超	14%																																																																																																																																																																																															
130万円超	7%																																																																																																																																																																																																	
230万円超	8%																																																																																																																																																																																																	
370万円超	9%																																																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>100人超</td> <td>800,000円</td> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16,000円</td> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以下</td> <td>80,000円</td> <td>50人超</td> <td>48,000円</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>100人超</td> <td>400,000円</td> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>48,000円</td> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>80,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>60,000円</td> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>100人超</td> <td>80,000円</td> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>24,000円</td> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>160,000円</td> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>24,000円</td> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>8,000円</td> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>700,000円</td> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">S53.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>50人超</td> <td>1,200,000円</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">S58.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> <td colspan="3">S59.4.1以降終了する事業年度分から適用</td> </tr> <tr> <td colspan="7">S55.8以降 12.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 700円</td> <td>二輪 2,200円</td> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,100円</td> <td>三輪 2,850円</td> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,450円</td> <td>四輪乗用営業用 5,200円</td> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪乗用営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,450円</td> <td>貨物営業用 2,900円</td> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td>貨物営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,300円</td> <td>自家用 3,650円</td> <td>その他 4,700円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 3,650円</td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>6円796</td> <td>6円890</td> <td>6円989</td> <td>8円151</td> <td>8円590</td> <td>8円670</td> <td>9円502</td> </tr> <tr> <td colspan="7">S55.5以降 〔3,600円〕</td> </tr> <tr> <td>S53.6以降 〔6,000円〕</td> <td>S54.6以降 〔7,000円〕</td> <td>S55.6以降 〔10,000円〕</td> <td colspan="4">S57.6以降 〔12,000円〕</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7">0.3%</td> </tr> <tr> <td>○特別土地保有税免除制度創設</td> <td></td> <td>○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)</td> <td>○軽自動車税月割課税制度の全廃</td> <td>○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地・期間等の改正</td> <td>○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)</td> <td>○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ</td> </tr> </tbody> </table>							資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	50億円超	100人超	800,000円	1千万円以下	50人以下	16,000円	1千万円以下	50人以下	40,000円	100人以下	80,000円	50人超	48,000円	50人超	120,000円	10億円超	100人超	400,000円	1千万円超	50人以下	48,000円	1千万円超	50人以下	120,000円	50億円以下	80,000円	1億円以下	50人超	60,000円	1億円以下	50人超	150,000円	1億円超	100人超	80,000円	1億円超	50人以下	60,000円	1億円超	50人以下	150,000円	10億円以下	24,000円	10億円以下	50人超	160,000円	10億円以下	50人超	400,000円	1千万円超	1億円以下	24,000円	10億円超	50人以下	160,000円	10億円超	50人以下	400,000円	1千万円以下	8,000円	50億円以下	50人超	700,000円	50億円以下	50人超	1,750,000円	S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			50億円超	50人以下	160,000円	50億円超	50人以下	400,000円				50人超	1,200,000円	50人超	3,000,000円				S58.4.1以降終了する事業年度分から適用			S59.4.1以降終了する事業年度分から適用			S55.8以降 12.3%							<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 700円</td> <td>二輪 2,200円</td> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,100円</td> <td>三輪 2,850円</td> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,450円</td> <td>四輪乗用営業用 5,200円</td> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪乗用営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,450円</td> <td>貨物営業用 2,900円</td> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td>貨物営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,300円</td> <td>自家用 3,650円</td> <td>その他 4,700円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 3,650円</td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 700円	二輪 2,200円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,450円	四輪乗用営業用 5,200円	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用 5,500円	小型特殊自動車	自家用 6,500円	小型特殊自動車	自家用 7,200円	農耕作業用 1,450円	貨物営業用 2,900円	農耕作業用 1,600円	貨物営業用 3,000円	その他 4,300円	自家用 3,650円	その他 4,700円	自家用 4,000円	二輪の小型自動車 3,650円		二輪の小型自動車 4,000円		6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502	S55.5以降 〔3,600円〕							S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕	S57.6以降 〔12,000円〕				<p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p>							0.3%							○特別土地保有税免除制度創設		○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)	○軽自動車税月割課税制度の全廃	○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地・期間等の改正	○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ
資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率	資本金の金額	従業者数	税率																																																																																																																																																																																										
50億円超	100人超	800,000円	1千万円以下	50人以下	16,000円	1千万円以下	50人以下	40,000円																																																																																																																																																																																										
	100人以下	80,000円		50人超	48,000円		50人超	120,000円																																																																																																																																																																																										
10億円超	100人超	400,000円	1千万円超	50人以下	48,000円	1千万円超	50人以下	120,000円																																																																																																																																																																																										
	50億円以下	80,000円		1億円以下	50人超		60,000円	1億円以下	50人超	150,000円																																																																																																																																																																																								
1億円超	100人超	80,000円	1億円超	50人以下	60,000円	1億円超	50人以下	150,000円																																																																																																																																																																																										
	10億円以下	24,000円		10億円以下	50人超		160,000円	10億円以下	50人超	400,000円																																																																																																																																																																																								
1千万円超	1億円以下	24,000円	10億円超	50人以下	160,000円	10億円超	50人以下	400,000円																																																																																																																																																																																										
	1千万円以下	8,000円		50億円以下	50人超		700,000円	50億円以下	50人超	1,750,000円																																																																																																																																																																																								
S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			50億円超	50人以下	160,000円	50億円超	50人以下	400,000円																																																																																																																																																																																										
				50人超	1,200,000円		50人超	3,000,000円																																																																																																																																																																																										
			S58.4.1以降終了する事業年度分から適用			S59.4.1以降終了する事業年度分から適用																																																																																																																																																																																												
S55.8以降 12.3%																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 700円</td> <td>二輪 2,200円</td> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,100円</td> <td>三輪 2,850円</td> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,450円</td> <td>四輪乗用営業用 5,200円</td> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>四輪乗用営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 6,500円</td> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,450円</td> <td>貨物営業用 2,900円</td> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td>貨物営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,300円</td> <td>自家用 3,650円</td> <td>その他 4,700円</td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 3,650円</td> <td></td> <td>二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 700円	二輪 2,200円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,450円	四輪乗用営業用 5,200円	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用 5,500円	小型特殊自動車	自家用 6,500円	小型特殊自動車	自家用 7,200円	農耕作業用 1,450円	貨物営業用 2,900円	農耕作業用 1,600円	貨物営業用 3,000円	その他 4,300円	自家用 3,650円	その他 4,700円	自家用 4,000円	二輪の小型自動車 3,650円		二輪の小型自動車 4,000円																																																																																																																																																													
原動機付自転車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車																																																																																																																																																																																															
50cc以下 700円	二輪 2,200円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																																																																																																																																																																															
90cc以下 1,100円	三輪 2,850円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																																																																																																																																																																															
125cc以下 1,450円	四輪乗用営業用 5,200円	125cc以下 1,600円	四輪乗用営業用 5,500円																																																																																																																																																																																															
小型特殊自動車	自家用 6,500円	小型特殊自動車	自家用 7,200円																																																																																																																																																																																															
農耕作業用 1,450円	貨物営業用 2,900円	農耕作業用 1,600円	貨物営業用 3,000円																																																																																																																																																																																															
その他 4,300円	自家用 3,650円	その他 4,700円	自家用 4,000円																																																																																																																																																																																															
二輪の小型自動車 3,650円		二輪の小型自動車 4,000円																																																																																																																																																																																																
6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502																																																																																																																																																																																												
S55.5以降 〔3,600円〕																																																																																																																																																																																																		
S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕	S57.6以降 〔12,000円〕																																																																																																																																																																																															
<p>・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡</p>																																																																																																																																																																																																		
0.3%																																																																																																																																																																																																		
○特別土地保有税免除制度創設		○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)	○軽自動車税月割課税制度の全廃	○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地・期間等の改正	○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ																																																																																																																																																																																												

6-3. 市税税率の経緯③

年度		60	61	62	63	平成元	2	3	4											
市 民 税	均等割	市民税2,000円（県民税700円）																		
	個人 所得割	市民税		市民税		市民税		市民税												
		20万円以下	2.5%	950万円超	11%	60万円以下	3%	120万円以下	3%	160万円以下	3%									
		20万円超	3%	1,900万円超	12%	60万円超	5%	120万円超	8%	160万円超	8%									
法人 均等割	45万円超		4%		2,900万円超		13%		260万円超		8%		500万円超		11%		550万円超		11%	
	70万円超		5%		4,900万円超		14%		460万円超		10%		500万円超		11%		550万円超		11%	
	95万円超		6%						950万円超		11%		県民税				550万円以下		2%	
	120万円超		7%		県民税				1,900万円超		12%		500万円以下		2%		550万円超		4%	
	220万円超		8%		150万円以下		2%		県民税				500万円超		4%		550万円超		4%	
	370万円超		9%		150万円超		4%		130万円以下		2%									
	570万円超		10%						130万円超		3%									
									260万円超		4%									
固定資産税	均等割	S59年度から同じ																		
	法人税割	S55年度から同じ																		
軽自動車税	均等割	S48年度から同じ																		
市たばこ消費税	均等割	S59年度から同じ				H元.4.1 税目廃止		免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円												
電気税	均等割	S59年度から同じ				H元.4.1 税目廃止		従量税 千本につき1,997円 (旧3級品 千本につき948円)												
ガス税	均等割	S55年度から同じ				H元.4.1 税目廃止														
木材取引税	均等割	S57年度から同じ				H元.4.1 税目廃止														
特別土地保有税	均等割	S48年度から同じ				S63.4.1からH2.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの…330㎡		H6.3.31まで適用期限の延長												
都市計画税	均等割	S53年度から同じ																		
沿革 (主なもの)	均等割	○個人市民税の均等割の税率引上げ ○軽自動車税ミニカーに係る税率の新設 ○市たばこ消費税の民営化に伴う整備 ○固定資産税・都市計画税の負担調整	○個人市民税の均等割及び所得割非課税基準額引上げ ○市たばこ消費税従量割税率の引上げ	○固定資産税等並びに市たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限の延長	○個人市民税の標準税率の改正、超短期譲渡所得の課税の特例の創設 ○固定資産税・都市計画税の負担調整区分の改正（宅地、農地、市街化農地等）	○個人市民税の標準税率の改正 ○たばこ消費税→市たばこ税 ○電気税、ガス税、木材取引税の廃止	○個人市民税における超短期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長	○個人市民税の非課税限度額引上げ、所得割税率の改正 ○固定資産税・都市計画税・免税点の引上げ、負担調整区分の改正、長期管業継続農地に対する納税免除の廃止 ○特別土地保有税の特例課税の創設	○個人市民税の非課税限度額引上げ、みなし法人課税の廃止 ○固定資産税・都市計画税・市街化区域農地に係る仮算定規定の創設											

(注)固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

※たばこ消費税のS61.5.1～H元.3.31までの間に行われた売渡し等については、特例措置として、1,000本につき290円が加算され640円となる。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																														
			市民税2,500円（県民税1,000円）																																				
		市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 11% 県民税 700万円以下 2% 700万円超 4%			市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 12% 県民税 700万円以下 2% 700万円超 3%	市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10% 県民税 700万円以下 2% 700万円超 3%																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円	H6.4.1以降終了する事業年度分から適用						
資本金の金額	従業者数	税率																																					
1千万円以下	50人以下	50,000円																																					
	50人超	120,000円																																					
1千万円超	50人以下	130,000円																																					
	50人超	150,000円																																					
1億円以下	50人以下	160,000円																																					
	50人超	400,000円																																					
10億円以下	50人以下	410,000円																																					
	50人超	1,750,000円																																					
50億円以下	50人以下	410,000円																																					
	50人超	3,000,000円																																					
					従量税 千本につき2,434円 (旧3級品 千本につき1,155円)	従量税 千本につき2,668円 (旧3級品 千本につき1,266円) 平11.5.1改正																																	
<p>○個人市民税の非課税限度額の引上げ</p> <p>○個人市民税の非課税限度額の引上げ、所得割の特別減税</p> <p>○法人市民税の均等割税率の改正</p> <p>○特別土地保有税におけるミニ保有税の廃止</p> <p>○個人市民税の所得割税率の適用区分改正、所得割の特別減税</p> <p>○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割の特別減税</p> <p>○個人市民税及び市たばこ税について、県税から市税に税源移譲</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額引上げ、所得割の特別減税、超短期譲渡所得の課税の特例廃止</p> <p>○特別土地保有税の特例課税廃止</p> <p>○個人市民税の最高税率の引下げ、所得割の非課税限度の引上げ、所得割の定率による税額控除を創設</p> <p>○市たばこ税について、国税から市税・県税に税源移譲</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ</p> <p>○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ</p>																																							

6-3. 市税税率の経緯④

年度		15	16	17	18	19	20	
市 民 税	個人	均等割	H8年度から同じ	市民税3,000円 (県民税1,000円)	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止 H17年度については、市民税1,500円(県民税500円)	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止		
		所得割	H11年度から同じ				市民税 一律 6%	県民税 一律 4%
	法人	均等割	H6年度から同じ					
		法人税割	S55年度から同じ					
固定資産税		H3年度から同じ						
軽自動車税		S59年度から同じ						
市たばこ税		従量税 千本につき 2,977円 (旧3級品 千本につき 1,412円) H15.7.1改正			従量税 千本につき 3,298円 (旧3級品 千本につき 1,564円) H18.7.1改正			
特別土地保有税		新たな課税の停止						
都市計画税		S53年度から同じ						
沿革 (主なもの)		○市たばこ税の引上げ ○特別土地保有税の停止	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ	○配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	○市たばこ税の引上げ ○住民税所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ ○高齢者非課税措置の廃止 …経過措置 H18年度 1/3課税 ○定率減税の縮減	○税源移譲による住民税率一律化 ○調整控除の創設 ○高齢者非課税措置の廃止 …経過措置 H19年度 2/3課税 ○定率減税の廃止	○地震保険料控除の創設 ○損害保険料控除の廃止 ○高齢者非課税措置の廃止 …経過措置終了	

6-3. 市税税率の経緯⑤

区分		年度	28	29	30	令和元	2	
市 民 税	個 人	均等割	H26年度から同じ					
		所得割	H19年度から同じ		1,200万円超の給与収入額 に対して、230万円の給与所得 控除金額を適用	1,000万円超の給与収入額 に対して、220万円の給与所得 控除金額を適用		
	法 人	均等割	H6年度から同じ					
		法人税割	H26年度から同じ				標準税率 6.0% R元.10.1以後に開始する 事業年度から適用	
固定資産税		H3年度から同じ						
軽自動車税		<p>原動機付自転車 軽自動車</p> <p>50cc以下 2,000円 二輪 3,600円</p> <p>90cc以下 2,000円 三輪 3,900円 (3,100円) < 4,600円></p> <p>125cc以下 2,400円 四輪乗用営業用 6,900円 (5,500円) < 8,200円></p> <p>ミニカー 3,700円 自家用 10,800円 (7,200円) < 12,900円></p> <p>小型特殊自動車 貨物営業用 3,800円 (3,000円) < 4,500円></p> <p>農耕作業用 2,400円 自家用 5,000円 (4,000円) < 6,000円></p> <p>その他 5,900円</p> <p>二輪の小型自動車 6,000円</p>					<p>軽自動車税（環境性能割）の 創設により、従来の軽自動車 税は、軽自動車税（種別割） に名称変更（R元.10.1～）</p>	
環境性能割		<p>(R元.10.1～) 環境性能等 に応じ、非課税、1%、2% (R元.10.1～R2.9.30の間 に取得した自家用・乗用車 については非課税～1%)</p>					(左の期間を半年間延長 ～R3.3.31)	
市たばこ税		H25年度から同じ		千本につき5,692円 H30.10.1改正		千本につき6,122円 R2.10.1改正		
		旧3級品 千本につき2,925円 H28.4.1改正		旧3級品 千本につき3,355円 H29.4.1改正		旧3級品 千本につき4,000円 H30.4.1改正		
特別土地保有税		S48年度から同じ (H15～新規課税停止)						
鉱産税 (H29.4.1から)		税率100分の1						
都市計画税		S53年度から同じ						
入湯税 (H29.4.1から)		入湯客1人1日につき150円						
沿革 (主なもの)		<p>○個人住民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ</p> <p>○軽自動車税標準税率の引上げ、軽課・重課税率の新設</p>		<p>○個人住民税における日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化</p>		<p>○たばこ税の見直し（税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し）</p> <p>○軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長</p> <p>○地方税反則調査手続の見直し</p>		
				<p>○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（納税義務者の合計所得金額に応じて控除額が逡減する仕組みの導入等）</p> <p>○ふるさと納税における指定制度の導入</p> <p>○軽自動車税環境性能割の創設</p>		<p>○固定資産税における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化・使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <p>○軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月から2回に分けて段階的に実施）</p>		

※軽自動車税の（ ）内は初度検査年月がH27年3月以前かつ初度検査年月から13年目までの車両、< >内は初度検査年月から14年目以降の車両

3	4
<p>850万円超の給与収入額に 対して、195万円の給与所得 控除金額を適用 給与所得、公的年金等控除 額が10万円引下げ 基礎控除額が10万円引上げ</p>	
<p>資本金等の額による超過 (不均一)課税 ・5億円以上 : 8.4% ・1億円超5億円未満: 7.2% ・1億円以下 : 6.0% R4.4.1以後に開始する事業 年度から適用</p>	
<p>グリーン化特例(軽課)の 見直し</p>	
<p>環境性能割の税率区分の 見直し (左の期間を9か月延長 (~R3.12.31))</p>	
<p>千本につき6,552円 R3.10.1改正</p>	
<p>○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置(令和3年度から令 和5年度までの現行の仕組み を継続) ・令和3年度に限り、負担調 整措置等により課税標準額 が増加する土地について前 年度の課税標準額に据え置 き ○共通納税システム 対象税目について、令和5年 度課税分より固定資産税、 都市計画税、自動車税種別 割及び軽自動車種別割を追 加</p>	<p>○固定資産税・都市計画税 ・土地に係る負担調整措置 について、令和4年度に限 り、商業地等の課税標準額 の上昇幅を評価額の2.5%と する措置 ○地方税務手続の電子化 ・共通納税システムによる 電子納付の対象を全税目に 拡大 ・eLTAXを通じた申告・申請 手続の対象を納税者等が行 う全ての手続に拡大</p>

**令和4年度版
市 税 概 要**

【発行】令和4年9月

【編集】佐倉市 財政部

市民税課 資産税課 債権管理課

285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL：043-484-1111（代表）

URL：<https://www.city.sakura.lg.jp>